

こども性暴力防止法の施行に向けて

令和8年 9月



こどもまんなか
こども家庭庁

支援局参事官（こども性暴力防止担当）

こどもに対する性犯罪の件数

こどもが主な被害者となった
性犯罪の認知件数(注1)



児童ポルノ犯罪の
検挙件数・被害児童数



※警察庁提供資料をもとに作成

(注1)「こども」は20歳未満の者をいう

(注2)不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等

こどもへの性暴力は、**1. 深刻さ、2. 相談のしづらさ、3. 発見のしづらさ**といった特性がある。

【1.深刻さ】

性暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける行為です。とりわけ、こどもに対する性暴力は、心身に対する重大な加害行為であり、その影響は長期に及ぶことがあります。

(影響の例)

- 信頼すべき大人からの被害により、こどもは他者や社会への信頼を失う
- 自分には非がないにも関わらず、罪悪感や恥ずかしさを抱え込む
- 心や体の成長にも深刻な影響が起るおそれがある

【2.相談のしづらさ】

こどもへの性暴力は、こどもの側から被害を相談することが難しいことが知られています。誰にも言うことができない人や、被害から数年、数十年も経過してから、ようやく被害を語る事ができた人が少なくありません。

- 関係性のある人からの加害は、特に被害を打ち明けることが難しい
- 話しても大丈夫という安心感がないと、被害を打ち明けることができない

【3.発見のしづらさ】

こどもへの性暴力は発見しづらく、そのことが、被害が繰り返され、長期化し、複数のこどもが巻き込まれることにつながってきました。

- こども本人が、被害を受けたと認識していないことも
- 大人の対応により、こどもへの性暴力の発見が妨げられることも

【1.加害者本人の特性】

- **行為のエスカレート**
最初は少しの接触からはじまり、弱者に対する支配欲や征服感を背景に、接触が繰り返されエスカレートしていく
- **いわゆる「思考の誤り」「認知の偏り」**
「少し触っただけだ」、「実はこどもも喜んでいる」、「これだけ頑張っているから見返りを求めてもよいはずだ」などの一方的な思い込み
- **人権意識の低さ**
- **自己中心的な考え**
- **性的てなずけ（性的グルーミング）**
こどもを手なずけ、信頼関係を醸成し、こどもの心情や行動を操作して性暴力に及ぶ行動
- **救済心理**
「自分だけがこの子を救ってあげられる」と自分の行為を正当化し、加害に転じる

【2.環境面の特性】

教育・保育などの場には、①支配性、②継続性、③閉鎖性といった、こどもに対する性暴力が生じやすい特性。



→ **「性暴力はどこでも起こる可能性がある」との意識を持って、未然防止や早期発見に努めることが重要。**

- 性的グルーミングとは、被害者の警戒心を解き、自分を信用させることで、性暴力を振るいやすくなるための加害者の行動である。被害者の心情や行動を操作することで、被害者の抵抗を抑えるだけでなく、被害者に自責感を抱かせる。「グルーミング」という用語は、動物の毛づくろいを意味する英語「groom」に由来している。
- 加害者は、児童に優しく声をかける、悩み等の相談にのって共感する様子を示す、容姿や性格等をほめる、時には叱る等、いかにも親身な態度で接して安心を感じさせる。また、飲食をご馳走する、プレゼントをする等のさまざまな方法を用いる。

(略)

- 2人きりの状況を何度もつくりだしたり、身体接触の程度を段階的に引き上げたりする（例▶頭や腕に触る、ゲームとして触れさせる）ことで、「まさか危ないことはされないだろう」「このくらいの行為であればまだ大丈夫」などの正常性バイアス（異常を正常の範囲内のことと捉えて、心を平静に保とうとする心理メカニズム）が被害側に働き、加害行為から逃げづらくさせることがある。
- このように、児童の信用を得た上で、性的な話題や行為への抵抗感をなくさせ、加害後には「2人だけの秘密」などと口止めすることで、罪悪感や羞恥心を利用したり、大人と特別な秘密を持つことの高揚感をあおったりすることで、発覚しないよう仕向けるといった手口を取る。

(略)

- 性的グルーミングは、親身に話を聞いてくれたり、褒めてくれたりするという、通常の大人がとる行動と似ているため、第三者や児童にとっては、加害の意図があるか否かの見極めが難しい。
- また、被害を受けた児童は、信頼をしていた大人からの性的な行為に、何かおかしい、怖いと感じながらも、
 - ・加害者の行動の意味が分からず混乱する
 - ・加害者の「ちょっと触っただけ」等の言い訳に、性暴力を些細ないたずら行動と過小評価する
 - ・恋愛行動と勘違いする
 - ・「信頼する人が良いことだと言っているなら、疑うなんて悪い」と思い込まれる 等の心情になることがある。

(略)

こどもの権利を踏まえた対応

- すべてのこどもは生まれながらに権利をもっており、その権利には、「あらゆる暴力から守られる権利」や「あらゆる性的搾取から守られる権利」が含まれます。
- 性暴力を行った加害者の中には、「こどもから好意を向けてきたから」「嫌がらなかったから」と言う加害者もいます。しかし、こどもが望んだのだと主張して性暴力を正当化することは、言うまでもなく、こどもの意見を尊重することには決してならず、こどもの権利を守ることにはなりません。
- こどもには、性的行為に適切に同意する能力が十分に備わっているとは言えません。刑法でも、16歳未満のこどもへの性的行為は、本人の意思にかかわらず犯罪となります。

※ 13歳以上16歳未満の場合は、5歳以上年長の人からの場合

こどもの権利条約（4つの基本原則）

1. 差別がないこと
2. 命を守られ成長できること
3. こどもにとって最もよいこと
4. 意見を表明し参加できること



教育・保育などのこどもに接する場での、
こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、
2024年6月「**こども性暴力防止法**」が成立しました。
この法律で定められている取組は、
2026年12月25日に施行されます。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。

※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者	対象業務
学校設置者等 (第2条第3項) 学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者	学校設置者等における教員等 (第2条第4項) 教諭、保育士等
民間教育保育等事業者 (第2条第5項) 学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者	民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項) 塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置	情報管理措置
① 日頃から講ずべき措置 ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項) ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等) ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置(相談体制等)(第5条第2項等) ・ 研修(第8条等) ② 被害が疑われる場合の対応 ・ 調査(第7条第1項等) ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等) ④ 児童対象性暴力等の防止のための措置 ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。 ※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。	③ 特定性犯罪前科の有無の確認 ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 — 学校設置者等の現職者 ➡ 施行から3年以内(第4条第3項) — 民間教育保育等事業者の従事者 ➡ 認定等から1年以内(第26条第3項) ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等) 再犯防止対策 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置 ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等) ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等) ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等) ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条) ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

「こども性暴力防止法」

2026年
12月25日
施行予定



がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもみんなの
こども家庭庁

詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています。



こどもみんなの
こども家庭庁

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など

認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など

認定を受けた事業者は

こども家庭庁が
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能



こどもたちを性暴力から守るための取組

✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・こどもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従事者への研修
- など



✓ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など



✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例 ※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

対象業務 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

必ず対象となる業務

学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所 園長、保育士 など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務

・事務職員 ・スクールバス運転手
・警備員 など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合

こどもと接する業務に就かせないなどの対応



こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、
そこでこどもに接して働く人たちが
「こども性暴力防止法」の対象になります。

全ての事業者が
法律で定める性暴力防止の取組の
義務がある



学校



**認可保育所
認定こども園**



認定こども園



児童福祉施設

など



認可外保育所



放課後児童クラブ



学習塾



スポーツクラブ

など

対象事業者（学校設置者等・民間教育保育等事業者）について

- こども性暴力防止法第2条第3項各号においては、法律で定める措置を必ず実施しなければならない事業者である「学校設置者等」について、次に掲げる施設、事業等のとおり定めている。
- また、同条第5項各号においては、認定事業者の対象となる「民間教育保育等事業者」について、次に掲げる事業のとおり定めている。

学校設置者等【義務】

【教育関係】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
- 専修学校（高等課程）

【認定こども園関係】

- 幼保連携型認定こども園
- 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

【児童福祉関係】

- 児童相談所
- 児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
- 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
- 登録一時保護委託者

民間教育保育等事業者【認定】

【教育関係】

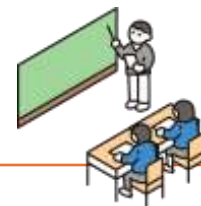
- 専修学校（一般課程）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
- 学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの（高等課程類似教育事業）
- 民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ等）

【児童福祉関係】

- 指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）
- 児童自立生活援助事業
- 放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校、公民館その他内閣府令で定める施設において行われるもの）
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 小規模住居型児童養育事業
- 病児保育事業
- 意見表明等支援事業
- 妊産婦等生活援助事業
- 児童育成支援拠点事業
- 認可外保育事業

【障害児関係】

- 指定障害福祉サービス事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）



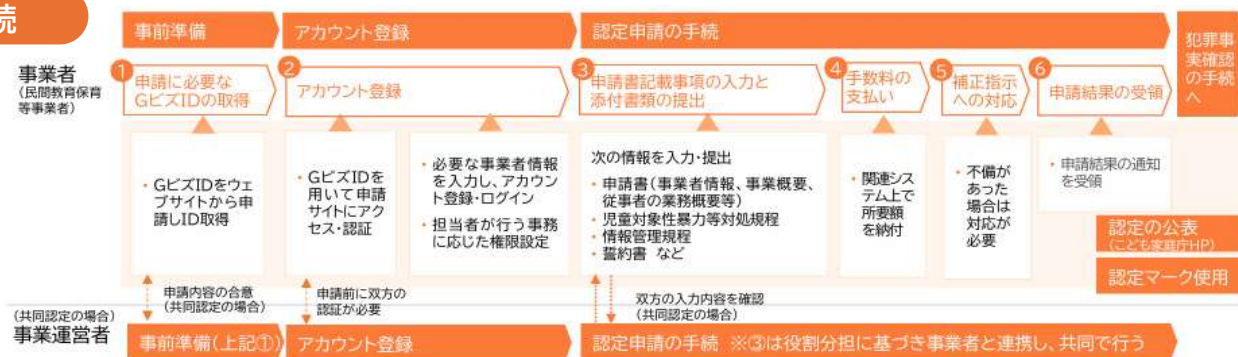
民間教育事業とは

- より幅広い事業者の方に認定を取得していただけるよう、「**民間教育事業**」を制度対象として設定しています。
- **こどもに何かを教える事業**であれば、事業内容は問いません。こどもの受入れ実績があり、次の要件を満たしている必要があります。
(芸能事務所やこども食堂なども、この要件を満たせば対象)
- 主な要件
 - ① 修業期間要件：6か月以上の期間中に2回以上同じこどもが参加できること
 - ② 対面要件：こどもと**対面で接する**こと
 - ③ 場所要件：こどもの自宅以外（オフィス、カフェ等）で教えることがあること
 - ④ 人数要件：こどもに何かを教える者が3人以上であること

認定

- 民間教育保育等事業者は、こども家庭庁に**事業ごとに申請**を行い、基準を満たす場合は、認定等を受けることができる。
- 申請手続はオンライン**で行い、申請から認定までは約1か月～2か月で対応する。
- 認定等を受けると、こども家庭庁のウェブサイトで公表され、「認定事業者マーク」を広告等に使用できるようになる。

手続



- ※①・②に該当するときは変更届が必要
- 認定事業者等について、こども家庭庁が公表している事業概要等を変更するとき
 - 児童対象性暴力等対処規程又は情報管理規程を変更するとき（軽微な修正等は除く）

認定基準

- ①～⑦の全てを満たす必要がある
- 民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当すること
- 犯罪事実確認を適切に実施するための体制の整備
- 児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置の実施
- 児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置の実施
- 児童対象性暴力等対処規程の作成
- 教育保育等従事者への研修受講
- 情報管理措置の実施

公表・表示



認定事業者等



こども家庭庁ウェブサイトで公表
（事業所・従事者の業務単位）



広告などに認定事業者マークの表示

ウェブサイトの公表情報や認定マーク等を見て、性暴力防止の取組をしている事業者を選択できる



こどもや保護者等

<認定取消し>

- ①偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき、②認定等の欠格事由に該当することとなったとき、③必要な犯罪事実確認を行っていないとき、④こども家庭庁による適合命令又は是正命令に違反したときは認定が取り消される。



「こどもをまもろう みんなでまもろう」というコンセプトの下、「こまもろうマーク」を作りました。

認定事業者マーク



「こまもろう」
こどもをしっかり**「見て守る」**
黒い大きな瞳を持つフクロ
ウがモチーフです。
こどもを守るために張り巡
らせた**「アンテナ」**を思わせ
る少し尖った頭の形が特
徴です。

法定事業者マーク



法律で性暴力防止の
取組を行う義務が定め
られている**「法定事業
者」**は、こちらのマークを
使うことができます。

<「こまもろうマーク」を付けられるものの例>

- ・ 制服
- ・ パンフレット、募集案内、メディア広告、ウェブサイト
- ・ 名刺、電子メール
- ・ 受付、玄関ホール、看板
- ・ 求人広告

など

「こまもろうマーク」で、
性暴力防止の取組が
行われていることが
一目でわかるね！



認定事業者以外が認定事業者マークを、法定事業者以外が法定事業者マークを
使うことは、法律等で禁止されており、違反をした場合は、罰則等があります。

性暴力とは

- こども性暴力防止法では、従事者によるこどもへの「性暴力」の防止に努め、仮に「性暴力」が行われた場合にはこどもを適切に保護することが、すべての教育・保育等の提供事業者（認定を受けていない事業者を含む。）の責務とされています。
- 義務対象の事業者と認定を受けた事業者においては、従事者による「性暴力」を未然に防止すること、「性暴力」が行われた場合に早期に発見すること、「性暴力」が疑われる場合にはその事実を確認し、こどもの保護・支援や再発防止を行うなどの取組が求められます。
- 「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
- 「性暴力」の例 ※ 性暴力に当たる行為の内容は、教員性暴力等防止法の対象となる性暴力と同様です。
 - 不同意性交
 - 性的部位への接触
 - わいせつな言動
 - 児童買春
 - 児童ポルノ撮影・所持
 - のぞき、盗撮
- 「性暴力」の範囲については、サービス規律等に定め、従事者やこども、保護者に周知しましょう。

など





不適切な行為とは

- 「**不適切な行為**」とは、性暴力には該当しないが、業務上必要な行為と言えず、継続・発展することにより性暴力につながる可能性がある行為です。
- 意図や目的によってはリスクのある行為ですので、教育・保育などの場において性暴力を防止していくためには、「**不適切な行為**」の段階で、皆で注意し、防止していくことが必要です。
- 「**不適切な行為**」の例
 - こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
 - 私的な端末で、こどもの写真を業務外の目的で撮影する
 - こどもと二人きりで私的に会う
 - 不必要な身体接触（おむつの中に手を入れて排せつを確認するなど）を行う
 - 特定のこどもばかり理由なく担当しようとする など
- 「**不適切な行為**」に関する留意点
 - 現場の従事者とコミュニケーションを図り、過度な委縮につながらないよう、事業の実態に即して「不適切な行為」の範囲を定めましょう。
 - 服務規律等に定め、従事者に周知徹底しましょう。日々の振り返りなどを通じて、「不適切な行為」の共通認識を形成することも重要です。
 - こどもや保護者にも「不適切な行為」について周知徹底し、理解を得て業務を行いましょう。

- ✓ 不適切か否かは、事業者の事業内容、こどもの発達段階や特性、現場の状況等によって変わり得るものであり、これらの行為が、全ての事業者で一律に不適切であると判断されるものではありません。
- ✓ 外形的にこれらに当てはまる行為を、必要な業務として行う場合には、事前にルールを定めて対応しましょう。



不適切な行為とは？②

事例1

未就学児であれば、だっこしてあやすことは一般的です。
しかし、次のような場合は不適切な行為となる可能性があります。

- 必要以上に長時間抱きしめる
- 特定のこどもにだけ繰り返し関わろうとする

一般的な業務

だっこしてあやす



不適切な行為となる
可能性がある

必要以上に
長時間抱きしめる

特定のこどもだけに
繰り返し関わろうとする

事例2

- スポーツ、水泳、バレエ、ダンスなどにおいて、こどもや保護者の理解を得た範囲で、身体接触を伴う指導を行うことは考えられます。
- しかし、「理由もなく体を触る」ことは不適切な行為となる場合があります。

一般的な業務

スポーツ、水泳、バレエ、ダンスなどにおいてこどもや保護者の理解を得た範囲で身体接触を伴う指導を行う



不適切な行為となる
可能性がある

理由もなく体を触る

(参考)「不適切な行為」の具体例①

基本的な考え方

- 「不適切な行為」とは、当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。
- 「不適切な行為」の具体例は、次の表に掲げるとおり。
- ただし、これらの具体例は、対象事業者、事業内容、対象となる児童等の発達段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるか否かが変わり得るものであり、これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではないことに留意が必要である。
- 各対象事業者において「不適切な行為」を定めるに当たっては、必要に応じて専門家に相談するとともに、**現場で業務を担う対象業務従事者とコミュニケーションを図り、対象業務従事者が過度に萎縮することがないよう留意しつつ、事業の実態に即して決定することが必要である。**また、「不適切な行為」を定めた場合には、**対象業務従事者に対して周知徹底を行うことが必要である。**

「不適切な行為」の類型

「不適切な行為」の具体例

私的なコミュニケーション、面会、送迎等

- ・ 児童等と私的な連絡先（SNSアカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う
- ・ 休日や放課後に、児童等と二人きりで私的に会う
- ・ 保護者の承諾がないまま、児童等の自宅で二人きりになる
- ・ 児童等を自宅に招き、二人きりになる
- ・ 不必要に、児童等を一人で車に乗せて、送迎を行う

撮影

- ・ 私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童等の写真・動画を撮影・管理する
- ・ 業務上必要と考えられる範囲外で、児童等の写真や動画の撮影を行う

密室

- ・ 不必要に児童等と密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出すなど）
- ・ 更衣や宿泊を伴う活動で、不必要に児童等と対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂等を利用する

(参考)「不適切な行為」の具体例②

「不適切な行為」の類型	「不適切な行為」の具体例
身体接触	・ 児童等に不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている など） ・ 業務上必要でないのに児童等を膝に乗せる、おんぶする など ※ 未就学児に対する膝に乗せる、おんぶするといった行為は、業務として行い得るものであることに留意。 ・ 業務上必要でないのに児童等にマッサージをする、児童等にマッサージをさせる、寝かしつけの際に特定の児童等とだけ添い寝をする ・ 視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い
排せつ介助等	・ 児童等の発達段階や特性から考えて、不必要な入浴及び排せつ介助を行おうとする ・ おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で行う ・ 児童等が一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る ・ 特段の必要性がなく特定の児童等だけに排せつ介助を行おうとする
更衣	・ 不必要に、更衣室や児童等が更衣中の部屋に入室する ・ 不特定多数の人の目がある中で児童等に更衣をさせる
特別扱い	・ 特定の児童等に高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする ・ 児童等の容姿等を過度にほめる ・ 特定の児童等の保育・介助等を、理由なく担当しようとする
その他	・ 児童等の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする ・ 従事者が過度に肌を露出する（性的手なずけにつながる可能性（※）） ※ 従事者が児童等の前で過度に肌を露出するという行為は、肌を露出することへの児童等の抵抗感や警戒心を徐々に低減させ、性暴力が起きやすい状況を生み出し得るため、「性的手なずけ」につながり得るものとして記載している。

Q 「不適切な行為」について、具体例にある行為は、全ての事業・施設で、不適切とみなされるのですか。



A ガイドラインに記載がある「不適切な行為」の具体例は、全ての事業者で、一律に不適切であると判断されるものではありません。

「不適切な行為」か否かは、事業者の事業内容、こどもの発達段階や特性、現場の状況等によって変わり得るものです。

このため、事業者は、従事者としてしっかりコミュニケーションを図り、現場が過度に萎縮することがないよう留意して、事業者ごとに「不適切な行為」の範囲を決定することが必要です。

取組事例紹介（全国学習塾協会）

公益社団法人 全国学習塾協会（JJA）

- 設 立：1988年10月（安藤 大作会長） ● 会員数1,639団体（令和6年5月27日時点）
- 設立目的：民間教育組織に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進すること

こども性暴力防止法施行に向けての会員向け支援

① 対応実務の要点集の作成

学習塾の現場で必要となる対応実務を整理した資料を
正会員向けに無償配布



▲表紙イメージ



▲内容（一部抜粋）



▲目次・様式集

② 現場に即した研修教材一式の提供

制度で求められる研修を学習塾の現場に即した形で従事者向け、情報管理責任者向けの2種を提供

＜主な機能＞

- ・ 研修動画の視聴（PC・スマートフォン対応）
- ・ 確認テスト（全20問／自動採点）
- ・ 修了証（PDF）の自動発行

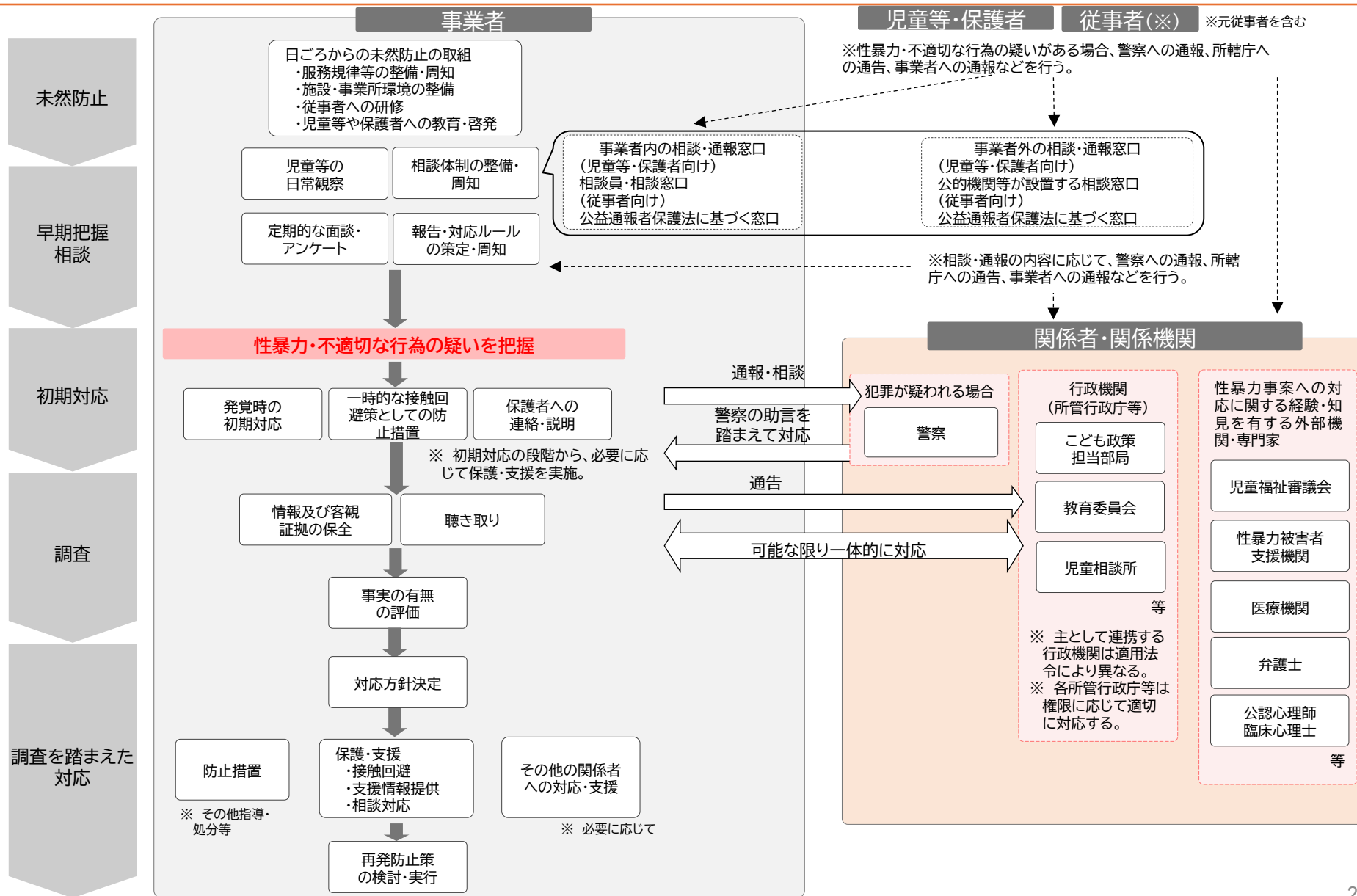


③ 独自の認証制度創設(こども安全塾認証制度(仮))（2026年9月以降開始予定）

法の対象外となる、教育保育等従事者が3名未満の事業者も受けることができる認証制度（認定事業者には認定マークを付与）を整備予定。

出典：2026年3月6日及び5月25日JJA
プレスリリース資料を基に、作成。
一部画像は協会提供資料より抜粋。

こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）



対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。

服務規律などの整備・周知

- 従事者によるこどもへの性暴力を、未然に防止するためには、事業者が、こどもへの性暴力の範囲や発生時の人事措置などを服務規律などに定め、内外に示すことが有効です。

※ 定めがない場合や、日頃から周知されていない場合には、事案が生じた際に、適切な対応ができない可能性があります。

- 従事者については、就業規則を始めとする内部規程やマニュアルに、こどもや保護者については、入学・入園時に配る資料といった文書の中に次のような事項を明示し、従事者、こども、保護者に周知しましょう。

- 「性暴力」や「不適切な行為」の範囲
- これらの行為を行ってはならないこと
- これらの行為を行った者に対する厳正な人事措置



① 公益社団法人全国学習塾協会の「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」における誓約書例

〈誓約書参考例〉

誓約書

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇〇 様

私は、令和〇年〇月〇日より貴社に勤務するに際し、下記の事項を確認のうえ、チェックボックス□にチェックを入れ同意し、それぞれの事項を遵守し職務に精励することを誓約致します。

記

□いかなる理由があっても子ども及び保護者との性的接触・行為及び発言はいたしません。

(例)・性別を問わず、子どもに触れること(ボディータッチ)をしない。
・授業等以外で、意図的に子どもを誘導し、密室内で1対1の状態にならない。

□私用のスマートフォン等の写真及び動画撮影可能な電子機器を教室へ持ち込むことはいたしません。

□学習塾に通う子どもとの私的な連絡先(SNSアカウントも含む)の交換はいたしません。

□学習塾に通う子どもと、いかなる場合でも交際することはいたしません。
(交際をしていない場合でも、誤解を招くことがないよう行動すること。)

□在職中、退職後に関わらず、業務上知り得た、子ども及び保護者の個人情報を第三者に提供することはいたしません。

□就業規則に則り、上司の指示・命令に従い規律の遵守に努め、誠実に職務を遂行いたします。

令和〇年〇月〇日

私は上記の内容について、説明を受け同意しました。
その証として、ここに署名をいたします。

住所：

氏名： 印

② 認定特定非営利活動法人カタリバの「セーフガーディング指針のための行動規範」

カタリバ・セーフガーディング指針のための行動規範

- 子どもたちの安心・安全を守るために、すべての活動メンバーが実践すべき行動を以下に示します。
- 子どもたちに対して、以下の行為を行わないことを約束します。
 - 身体的または精神的に傷つける
 - 不適切な言動で接する
 - 危険にさらされるような状況に置く
 - 危険または乱暴な振る舞いをしていても見て見ぬふりをする
 - 差別したりえこひいきしたりする
 - カタリバの活動外で個人的に連絡を取る、もしくは取ろうとする
 - 不適切な画像、動画、ウェブサイトに誘導する
 - 性的なことを連想させる身振りや態度を取る
 - 性的関係をもつ
 - 同じ部屋で寝る(災害等の緊急事態により安全管理上必要な場合を除く)
- 子どもたちと接する時に、以下の点に留意します。
 - 可能な限り他者の目が届く場所で子どもと接するようにし、子どもと2人きりになるもしくは1対1でやり取りする必要がある場合は、子どもに不安を与えない環境を整えたとともに、周囲が状況を把握できるようにする
 - 子どもたちにとって危険な状況を察知し、問題が発生しないように事前に対処する
 - 子どもが危険にさらされていることを見過ごさないようにし、問題に気づいた場合は直ちに子どもを保護し、さらなる被害の発生を防ぐ
 - 子どもが気になっていることに常に耳を傾け、話を聞くようにする
 - 子どもたち自身に「子どもの権利」について理解してもらい、問題が起きた場合に、どのように対処すればよいかを伝える
 - ちょっとした問題や懸念について気軽に話し合える関係性をつくる

2024年4月1日策定

従事者に対する研修

○ こども性暴力防止法では、**対象となる全ての従事者に対し、性暴力防止への関心を高めるとともに、そのために取り組むべきことに関する理解を深めるための研修を受講させることが、事業者者に義務付け**られています。

○ 研修事項は、以下の内容を含み、**座学と演習を組み合わせたもの**である必要があります。

※ 座学と演習は、必ずしも同日に行う必要はありませんが、いずれも業務に従事する前に完了することが求められます

ア 対象業務従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因、こどもの権利等）

- ・こどもの権利についての理解（一人の人間として人権を持つこと、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利があること、こどもの同意があったと主張して児童対象性暴力等を正当化することはこどもの意見を尊重することには決してならないこと等）
- ・法の概要（趣旨、対象事業者等）
- ・児童等に対する性暴力の特性（被害の深刻さ、被害の発見・開示のしづらさ、被害の相談・開示までのプロセス等）
- ・加害者個人に起因する要因（「認知の偏り」、「性的手なずけ（グルーミング）」等）
- ・環境に起因する要因（支配性を有する立場等）

イ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲

- ・児童対象性暴力等には、わいせつな言動、盗撮等が含まれること
- ・児童対象性暴力等につながり得る「不適切な行為」は、各事業者においてルールを設定し、関係者で認識を共有することが重要であること

ウ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の疑いの早期発見

- ・日常観察及び面談・アンケートの留意点

エ 相談、報告等を踏まえた対応

- ・被害等の相談を受けた際の心構え
- ・対応の留意点（寄り添い、二次被害・記憶の汚染の防止等）
- ・対象業務従事者が行う具体的な対応の流れ（疑い段階から重く受け止めて、ルールに則って速やかに報告すること等）
- ・対象事業者が行う具体的な対応の流れ（事実確認からおそれの判断・対応の決定まで）

オ 被害児童等の保護・支援

- ・被害児童等・保護者への真摯な対応
- ・見守り・寄り添い等の例

カ 犯罪事実確認において対象業務従事者に求められる対応

- ・犯罪事実確認の手の全体像
- ・対象業務従事者に求められる対応

キ 防止措置の基礎的事項

- ・おそれがあると認められる場合
- ・防止措置の内容

ク 厳格な情報管理の必要性

- ・対象事業者に課せられる情報管理措置の内容（性犯罪歴に関する適切な情報の取扱い等）



第3章 安全確保措置 1.早期発見のための取組

■安全確保措置の全体像

こどもの安全を確保するためには、日頃からの取組や、性暴力が疑われる場合に、適切かつ速やかに対応することが求められます。こども性暴力防止法では、そのための取組を「安全確保措置」といいます。性暴力を未然に防止し、性暴力が発生した場合は早期に発見するとともに、事実関係の調査を行い、被害にあったこどもの保護・支援や、更なる性暴力の防止につなげる取組です。

安全確保措置は、大きく5つに分けられます。

1.未然防止

服務規律などの整備・周知、施設・事業所環境の整備
従事者への研修、こどもや保護者への教育・啓発

2.早期発見

日常観察、相談窓口の設置・周知、面談・アンケート

3.性暴力の疑いを把握したときの初期対応

初期の聴き取り、事業者内での情報共有、被害にあったこどもの安全確保、保護者への連絡・説明

4.調査

証拠保全、聴き取り、事実の有無の判断

5.調査を踏まえた対応

方針決定、加害者への防止措置
被害にあったこどもへの保護・支援、関係者への対応・支援

従事者向け標準研修では、安全確保措置について、3章に分けて説明します。この章では、従事者の皆さんが、日頃から行うべき取組として、性暴力の早期発見のための取組について説明します。

未然防止

早期発見

初期対応

調査

調査を踏まえた
対応

本章で学ぶこと

1. 早期発見の重要性
2. こどもに対する日常観察
3. 面談・アンケート
4. 相談窓口の活用
5. 性暴力が疑われる場合の報告

(参考)従事者向け研修教材について

従事者向け研修教材はこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya>



あわせて制度の解説動画（事業者向け）もご活用ください

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya>



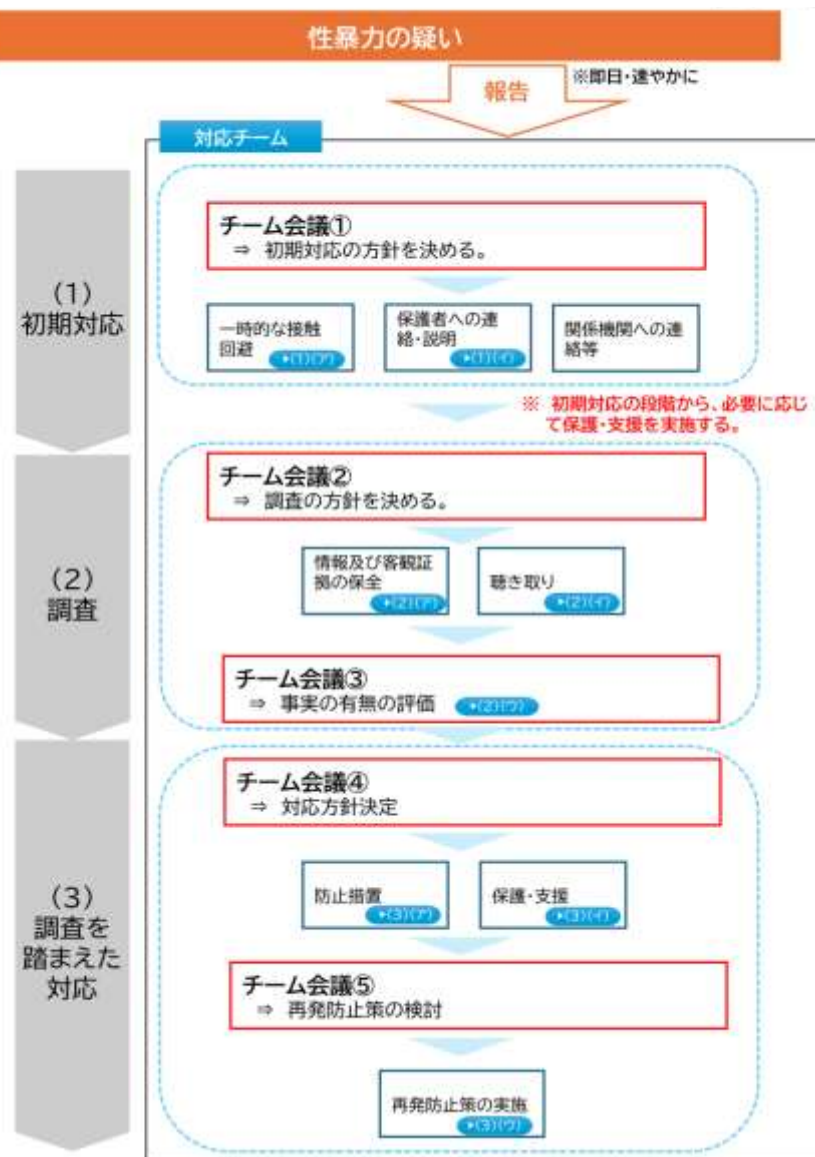
従事者向け研修教材

標準動画	従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが望ましい標準的な内容を網羅した研修動画。法第8条等に基づく研修として、対象事業者は対象業務への従事者に、原則として（※）、標準動画を用いた研修を受講させる必要。 ※業界団体・対象事業者が独自に実施する研修（ガイドラインで定める研修事項を満たし、座学及び演習を行うものに限る。）を受講させることも可能。 動画URL： https://www.youtube.com/playlist?list=PLIQ7HtehdR3Lw0MnIF2kMrT-MrxcABcQr
研修資料	標準動画の内容を解説・補足する内容をまとめた資料。
要点動画	従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが最低限必要とされる事項を網羅した研修動画。法第8条等に基づく研修として、事業者は、不定期・短期間で従事する者等、標準研修の受講が直ちに困難である者については要点動画を用いた研修とすることが可能。 動画URL： https://www.youtube.com/watch?v=tk5ZpsTwRs0
演習資料	従事者向けに演習を行う際に活用できる題材及びそれらの解説等をまとめた資料。
確認テスト	標準動画・研修資料に基づく研修の受講後、知識の定着を確認するためのテスト。
研修の手引き	事業者における研修の企画・運営担当者向けに、標準動画・研修資料を用いた研修の概要、実施方法、体制整備、記録管理、評価と見直し等について、実務的な観点から整理・解説した資料。

- こども性暴力防止法では、事業者に対し、性暴力の疑いなどが生じた場合の、報告方法、報告先、報告内容といった「報告ルール」や、報告を受けた後の対応者、対応事項、対応手順などの「対応ルール」を定め、従事者やこども、保護者に周知することが義務付けられています。
- こどもに対する性暴力や不適切な行為があったと疑われる場合に、速やかに対応するため、対応者や対応内容を、あらかじめ定めておくことが有効です。性暴力の「疑い」の段階から重く受け止め、様子見することなく、組織内外からサポートを受けながら、チームで迅速に対応するようにしましょう。重大事案にも対応できる一定の権限を有した役職者をこどもの安全・保護に関する責任者として定め、その下にメンバーを集めて、複数の従事者によるチーム編成を行うと良いでしょう。



〇〇(事業者名)における対応フロー



報告・対応ルールのひな型はこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく措置を行うに当たって活用できる各種ひな型・参考例 リンク集」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/hinagata>



相談窓口の設置・周知

- 被害にあったこどもやその保護者などが、できるだけ早く相談できるよう、**複数の相談ルートを設定**することが重要です。
- こども性暴力防止法では、**事業者の中で、相談員の選任や相談窓口の設置を行い、それを周知**することや、**事業者外の相談窓口を周知**することが、**事業者に義務付け**られています。
- 相談窓口を設置・周知する際には、**こどもの発達段階や特性を踏まえ、相談しやすくなる工夫をすることがポイント**です。こどもが複数の相談先から選択できるようにしましょう。

(例)

- ・ 性別に配慮して複数の相談員を置く
- ・ 一対一が良い、複数の先生で聞くのが良いなど、相談を受ける体制を、こどもの意向を可能な限り踏まえたものとする

複数の相談先から選択できる



公的機関等が設置する主な相談窓口

状況 など	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等
どこに 相談し ていい か分か らない が、困 っている ことが ある とき	24時間子供 SOSダイヤル	文部科学省	こども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどものSOSの相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながる。 【相談時間】24 時間 365 日 【相談手段】電話 【連絡先】0120-0-78310（通話料無料） 【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm
	こどもの人権110番、 LINEじんけん相談等	法務省	こども、こどもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待等の相談を受け付ける。最寄りの法務局等において、法務局職員または人権擁護委員が相談対応する。 【相談時間】平日 8:30～17:15 【相談手段】電話、メール、LINE 【連絡先】0120-007-110（通話料無料）、法務省ホームページ、LINE 【URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html
	こどもの人権SOS ミ ニ レター	法務省	こども（主に小学生、中学生）を対象に、毎年 5 月～7 月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法（手紙・電話）で返信を行う。 【相談手段】郵送（切手不要） 【URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
	親子のための 相談 LINE	こども 家庭庁	子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18 歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所等において、専門の相談員が相談対応する。 【相談時間】各地方公共団体の相談受付時間による 【相談手段】LINE 【URL】 https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/
	こども家庭センター	こども 家庭庁	こどもや保護者・妊婦等からの子育てや妊娠・出産等に関する相談に応じ、困り事に寄り添い、必要なサービスの紹介や利用の支援、適切な支援先につなぐなどの支援を行っている。 【相談手段】お住まいの市区町村のホームページ等参照
	児童相談所	こども 家庭庁	こどもに関する家庭その他からの相談に対し、こどもが有する問題やこどもの置かれた環境の状況などに応じて、必要な支援を実施。電話は住んでいる地域の児童相談所につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】児童相談所相談専用ダイヤル：0120-189-783（いちはやく・おなやみを）（通話料無料）

状況 など	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等
性暴力 か分か らない が、相 談した い	Curetime	内閣府	性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだったこと、困っていること等、何でも相談できる。 【相談時間】毎日 17 時～21 時 【相談手段】チャット（日本語、外国語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語））、メール（日本語） 【連絡先】 https://curetime.jp/
性暴力 の疑い がある /性暴 力が起 きた	性犯罪・性暴力 被害者のための ワンストップ 支援センター	内閣府	被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。 【相談手段】電話、（一部のみ）メール、SNS 【連絡先】#8891（はやくワンストップ）（通話料無料） 【URL】 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryouku/consult.html
	犯罪被害者等 早期援助団体	警察庁	犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、都道府県公安委員会から指定を受けた民間被害者支援団体につながる。 【相談手段】電話（一部メール・問い合わせフォームあり） 【連絡先】 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html
	性犯罪被害相談電話	警察庁	各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】#8103（ハートさん）（通話料無料） ※緊急時は 110 番通報

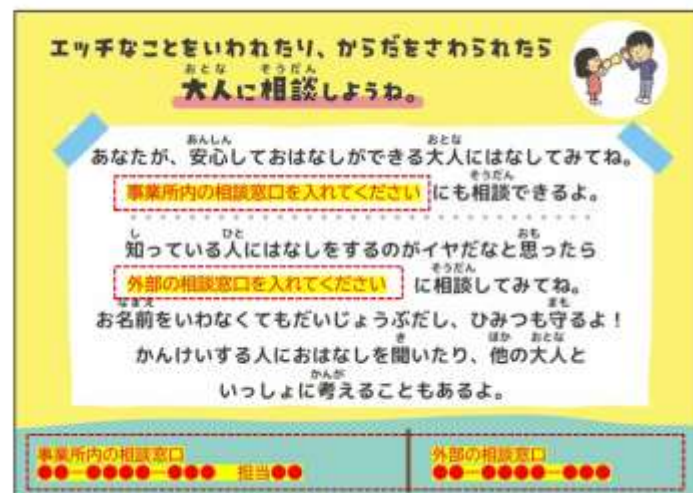
- ※ 地方公共団体において、こどもを対象にした、悩みに関する相談窓口が設置されている場合には、それも周知対象となり得る。
- ※ 保育所等の場合、所管行政庁が設置する虐待に関する相談窓口も周知対象となる。
- ※ 障害児の場合には、地方公共団体の障害者福祉課等/自立支援協議会も相談窓口となり得る。
- ※ 外部相談窓口によっては、児童等からの相談により得た情報を対象事業者に提供することを想定していない場合がある。

【低年齢児童～小学生向け】

<おもて>



<うら>



児童等向け周知用資料（ひな形）

<中高生向け>

<小学生（高学年）向け>

<小学生（低学年）向け>

性被害からあなたを守るために、
相談を受けた後はこのように対応します

あなたの意見をききながら、
あなたの安全を守りながら、適切に対応します。
ひとりで悩まずに、まずは相談してください。

相談を
うける

- ・ とく名で(名前を言わずに)相談できます。
- ・ 秘密は守られます。安心して相談してください。

ほかの
大人と
協力する

- ・ 相談の内容については、ほかの大人と協力して対応します。
- ・ 誰とどのように協力するかは、あなたと相談したいです。あなたの知らないところで、誰かが知ることがないように努めます。

しらべる

- ・ 相談してくれた内容についてもっとくわしく知るため、関係する人に話をきいたりします。
- ・ あなたを傷つけた人への確認は慎重に行います。

対応を
きめる

- ・ あなたにも、どういう対応がよいかなど、意見をききます。
- ・ しらべた内容によって、どのように対応するかを決めます。

報告する

- ・ 相談を受けてから、どういう対応になったか、あなたにお知らせします。

あなたを守るために、
相談を受けた後はこのように対応します

あなたの意見をききながら、
あなたの安全を守りながら、きちんと対応します。
なやまずに相談してください。

相談を
うける

- ・ お名前をいわなくてもだいじょうぶです。ひみつも守ります。

しらべる

- ・ 相談の内容について関係するひとに話をきいたり、ほかの大人と協力することもあります。

対応を
きめる

- ・ あなたの意見をききながら、どのように対応するかきめます。
- ・ きめた対応についてはあなたにもお知らせします。

あなたを まもるために
このように します

あなたの はなしを ききます。
あなたの あんぜんを まもります。
なやまずに おはなしをきかせてください。

おはなしを きく

- ・ おなまえを いわなくても だいじょうぶです。ひみつも まもります。

しらべる

- ・ かんけいする ひとに はなしを きいたり、ほかの おとなと いっしょにかんがえることもあります。

どうするか きめる

- ・ あなたの おはなしを ききながら、どうするか きめます。
- ・ きめたら あなたにも おはなしします。

こどもの性被害を防ぐために 保護者の皆さまにお願いしたいこと

保存版

1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。保護者の皆さまも、こどもたちと一緒にこどもの権利についてご理解をお願いします。

★ 参考パンフレット
ちかごろよく聞く こどもの権利って！？
(こども家庭庁)
URL: <https://www.cfa.go.jp/notice/childrights>



★ 「生命(いのち)の安全教育」
こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です(文部科学省)。
URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/utani/sexual/index.html



2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。

★ 参考パンフレット
こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
(内閣府・こども家庭庁)
URL: https://www.gender.go.jp/policy/sexual_violence/sosokoromu/notice/childrights



性被害に関する ご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。相談したことで、不利益を受けることはありません。

- ・ XXX
- ・ XXX
- ・ XXX

事業者ごとに、内部・外部の相談窓口を記載。別紙にする、リンクを貼るなども可。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。
URL: <https://www.cfa.go.jp/notice/child-safety>

こども性暴力防止法



こどもの性被害を防ぐために 【〇〇(事業者名)】の取組

◆ こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

<「性暴力」の例>

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮 等

起こさせません、見逃しません

- ・ 面談・アンケート
 - ・ 相談窓口の設置
 - ・ 従事者への研修
- などを実施しています。



職員の性犯罪前科を確認しています

(*)法施行(令和8年12月25日)後順次性犯罪前科がある職員は、性暴力のおそれを踏まえ、こどもと接する業務に従事させません。



(個別の確認結果は 法律上お伝えできません。)

◆ 〇〇の職員は「不適切な行為」は行いません

性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

- ・ XXX
- ・ XXX
- ・ XXX

各事業者の実態に応じて定めた行為を記載。別紙にする、リンクを貼るなども可。

◆ 万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。

ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。

⚠️ このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める罰則や、損害賠償の対象となる可能性があります。



- 問題が起きる前に**組織全体で予防と対策を講じる必要がある**との認識の下、立候補形式で現場職員が中心となる**チームを結成**。外部の専門的な知見から学ぶワークショップ等を行いながら、ボトムアップで禁止事項19項目、留意事項10項目からなる「**こどものセーフガーディング行動規範**」を策定（令和5年3月）。
- 職員としての姿勢が**明文化**され、研修でも活用することなどで**全職員が共通理解を持ち行動**することにつながっている。
- 策定後、こどもにも周知。アンケートで生の声を集める取組も推進。チラシを作成し館内掲示と保護者や地域へ配り説明。

行動規範 ～職員がこどもとかかわるときに

私たちは、こどもにとってもっともよいことはなにかを、こどもと一緒に考えます。
こども一人ひとりに寄り添い、こどもの気持ちや意見を大切にします。

- 1 こどもの権利を保障する立場であることを自覚し行動します。
- 2 こどもと気持ちを共有し、こどもの声を大切にします。
- 3 こどもの持つ力を信じ、時に関わり、時に見守り、こどもの成長の機会を第一にします。
- 4 こども一人ひとりがこどもの権利を理解し意見表明・参画する柱となるよう、こどもの持つ力を引き出します。
- 5 こどもについて職員間で共有しコミュニケーションに努めます。

大切にしていること～

- 6 こどもの発達・安全に危険を察知した場合は、内外問わず安全確認のため関係機関と連携を図ります。
- 7 事業の前に行動規範に反する活動内容でないかどうかを話し合います。
- 8 行動規範に則り、こどもたちが安心安全に活動できる環境を整えます。
- 9 不適切な行為が見逃ごされないように、こどもに関わる一人ひとりが責任を持ちます。
- 10 可能な限り第三者の目が届く場所で、こどもと過ごします。

子どもの権利条約4つの原則



出典：
日本ユニセフ協会

権利を守るための行動規範

行動規範とは

行動規範は、こどもの権利を守り、こどもの安心安全な環境づくりのための大切な価値観や判断基準、言動を明示したものです。行動規範の基盤はこどもの権利、守られる権利4つの原則を根幹としています。

誰が行動規範を守るのか

児童会館の職員・児童会館に関わるすべての方
行動規範は公私にわたって遵守することとしています。

行動規範～禁止事項～

1. どんな理由があっても、叩く・傷める等暴力を行うこと
2. 罰を目的とした罰金をもって身体的苦痛を与えること
3. 暴言・無視・脅し・人格や特性を否定する提案・発言など、心理的苦痛を与えること
4. こどもと性的な関係を持つこと
5. 支援が必要な場合を除き、プライベートゾーンを見る・触る・見せる・触らせること
6. 不適切な身体的接触をすること
発達段階に合わせた適切な対応に努めます
7. わいせつなことを連想させる言動をすること
こどもにわいせつな画像や動画を見せること
8. 性的嗜好の対象となるような写真の撮影や掲載をすること
9. 徘徊行事において、こどもと同室で寝ることや一緒に入浴すること
必要に応じて適切な状況下かつ必要に応じて適切な対応に努めます
10. こどもが困っている状態や危険な状況のまま放置すること
11. 性的、金銭的、労働力としてなど、いかなる理由においても、こどもを個人の利益や欲求のために利用すること
12. 差別やえこいきなどによって、他のこどもと異なる扱いをしたり、集団から排除、また加害すること
13. 支援が必要な場合を除き、子どもが自分でできることを必要以上に手伝うこと
14. こども本人及び保護者の承諾を得ずに写真や動画の撮影や使用すること
記録時に個人端末を使用すること
15. 撮影した写真や動画を私的な理由で使用すること
16. 活動上知り得た情報や個人を特定できるような内容を外部に漏らすことや、個人のSNS等に発信すること
17. 活動外において、こどもや利用者との個人的な連絡を取ったり、贈り物したり、会ったりすること
18. こどもが暴力や虐待の被害にあいやすい状況や環境をつくること
19. 行動規範違反との疑念を持たれかねない行動や状況に自分自身を置くこと

アンケートから出た

こどもたちの声

ひつよいじょうに
強い言い方をしないでほしい

高学年だからって
自分で解決してって言わないでほしい

ベタベタされたいやだな～

こまっていたら
サポートしてほしい

気持ちを否定
しないでほしいな

保護者のみなさまへ

児童会館・ミニ児童会館の活動の中で困ったことや悩み配なことがありましたら、児童会館の職員にご連絡ください。

運営ルール・危機管理マニュアルの作成、ボランティア等に対する研修等 (Learning for All)

- こどもの安全を守るための**運営ルール**を定め、**ガイドライン**を整備。室内で二人きりとなる状況は作らないなど「こどもとの接し方の注意事項」などを定めた**危機管理マニュアル**も作成。職員だけでなく、学習支援に参加する学生ボランティア等とも共有。
- **ボランティアには現場に入る前に**、こどもへの性暴力禁止などハラスメント防止を含む約20時間の**研修を実施**。
- 居場所づくりの活動の中では、こどもに対し、作成した**プライベートゾーン**について教えるための**カードを活用し**、水着で隠れる身体部分と口は、他の人に見せたり、触らせたりしてはいけないことを教えている。（日々の活動の中で、性に関するルールについて児童の意識が低いと感じた際に、カードを繰り返し活用。）

ハラスメント 危機管理マニュアル抜粋

■ 認識

- 「軽い冗談」や「スキンシップ」など、親しさを表すつもりで行ったとしても、受け止める側の子どもが不快を感じる場合があることを理解する。
- 「この程度のことは許容範囲内だ。」「子どもと信頼関係が築けている。」などの勝手な推測・思い込みはしない。
- 子どもに嫌がっている様子が見られなくても、「スタッフに嫌われるかもしれない。」「スタッフが怒るかもしれない。」などと考えて意思表示できないだけで、実際は不快に思い苦しんでいる場合があることを理解する。
- 精神的未熟又は情緒不安定ゆえに、子どもがスタッフに身体的接触を求めてきたり恋愛感情の表現があった場合に、完全に拒否すれば子どもとの信頼関係が損なわれたり情緒不安が悪化する恐れがあると考えすることは自分勝手な思い込みであり、決して応じてはならないことを理解する。

■ セクシャルハラスメント

● 子どもとの接し方の注意事項

- 室内で子どもと2人きりとなる状況は絶対に作らないこと。
- 安易に学校外（職員・スタッフの車の中を含む。）で相談を受けたり、2人きりになる状態で室内に招かないこと。
- 個人の携帯電話の番号やメールアドレスを交換しないこと。
 - 子どもとの連絡やりとりは原則NGとし、保護者との連絡においては、すべて拠点の携帯電話あるいは拠点メールアドレス（拠点LINE（マネージャー要承認））からとする。
- 閉鎖された空間である面談室等を使用する場合には、事前に他職員に状況説明をすること。

● 具体例

- 発言によるセクハラ
 - 卑猥な冗談を言ったり、恋人や性的な体験などについて聞く。
 - 身体的な特徴・サイズについて聞く。
 - 生理を理由に欠席する子どもに、月経周期等を必要以上に質問する。
 - 必要以上に電話をし、また、携帯電話などで性的な表現などを使用したメールを送る。
- 行動によるセクハラ
 - 子どもを膝のうえに乗せて頭・腕などを撫でる。
 - 会話の際に、必要がないのに肩や背中に触れながら話をする。
 - マッサージと称して身体に触れる。また、子どもにマッサージをさせる。
 - 胸や局部などをじろじろと見る。
 - 記録係でもないのに個人的なビデオ・写真撮影などを行う。
 - 子どもの相談に乗るなかで自分に好意を抱いた子どもの身体に触れる、キスなどをする。
 - （特に障害のある子どもに対して）抱きかかえる際に、胸を押さえたり、お尻を触る。必要以上に体を密着させる。

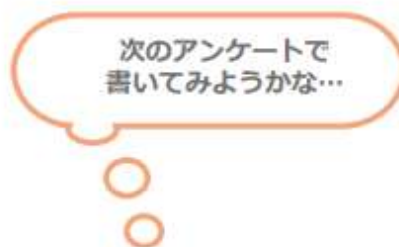


日常観察や面談・アンケートの実施

- 早期発見のための方法として、「**こどもに対する日常的な観察**」があります。性暴力の被害にあったこどもには、心身にさまざまな反応が見られる場合があります。早期発見のためには、従事者が**日頃から、こどもの心身・行動に変化がないかを観察する中で、小さな変化や SOS 信号を見逃さないことが重要**です。
- **こどもに面談・アンケート**を行い、**事業者の方から能動的に、性暴力の早期発見につなげることも有効**です。いつでも性暴力の悩みを打ち明けられるという安心感をもち、加害行為を行う可能性のある従事者に対する抑止効果も期待されます。
※こども性暴力防止法では、事業者は、こどもに対して日常的な観察を行うことや面談・アンケートを行うことが義務付けられています。



いつでも性暴力の悩みを
打ち明けられるという
安心感



加害行為の抑止効果



- 児童に対する性暴力は、被害児童の心身に重大な影響を及ぼし、**その影響が、下表のような心身の不調や問題行動として現れることがある**。ただし、その影響は、被害の状況、それに対する児童の認識、被害後の周囲の対応等によって異なり、個人差がある。
- なお、下表のような変化は、性暴力のみならず、他の出来事が原因で生じることもあるものである。該当する変化がみられたからと言って、必ずしも性被害が生じていることを示すものではないことに留意する。

	気にかけてほしい児童の変化（性暴力を受けた児童によくみられる反応）
からだの変化 	・ 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気、倦怠感など） ・ 過呼吸、動悸、過度な発汗 ・ 不眠など（眠れない、怖い夢を見る、睡眠時に叫び声を上げるなど） ・ 食のトラブル（食欲不振、過食） ・ 排泄トラブル（頻尿、夜尿、下痢など）
こころの変化 	・ 元気がない、過度に元気 ・ 情緒不安定 ・ 集中力の低下、ぼんやりしている、学力不振 ・ イライラしている ・ 自信をなくしている、自己卑下をする
行動面の変化 	・ 人との距離の変化（人と接したがる、過度に人との距離が近い） ・ からだを触られる、肌を見られるのを嫌がる ・ 性的な行動の変化（性的な話題を過度に避ける、性的な言動が増える） ・ 反抗的になる、乱暴になる、非行（飲酒、喫煙、家出など） ・ 自傷行為（リストカットなど） ・ 特定の人物との関係が不自然（過度に避ける、過度に接近する）

- こども性暴力防止法では、従事者による性暴力の疑いを認めるときは、その事実の有無と内容について調査を行うことが、事業者には義務付けられています。
- 組織内で性暴力の疑いが報告された段階で、客観的証拠の収集と保全、関係者への適切な聴き取りによる、事実確認を行います。
- 被害にあったこどもへの聴き取りは難易度が高く、「記憶の汚染」や「心身への負担」を避けるためにも、最小限にとどめ、犯罪の疑いがある場合は、警察を始めとする関係機関や専門家と連携することが望ましいと言えます。また、早くから所管行政庁などの行政機関に相談し、可能な限り一体的に調査を行いましょう。公認心理師・臨床心理士、弁護士などの外部専門家の協力を得ることも重要です。



弁護士や心理職などの専門家に相談することも有効



「記憶の汚染」とは

被害にあったこどもに、何度も話を聴いたり、誘導するような質問をしたりすると、質問に含まれる情報やあとから聞いた情報を、自分の考えや体験と思い込んで、本来の体験の記憶が変わってしまうこと。

「記憶の汚染」が起きると、その後の裁判などで、こどもの証言が、証拠となくなる可能性がある。



こどもへの聴き取りに関する 留意点 ＜知識編＞



こどもまんなか
こども家庭庁

3. こどもへの聴き取りで起こり得る問題

こどもへの聴き取りで起こり得る問題について考えていきましょう。次の4つの問題点が挙げられます。

(1) 事実確認のためのこどもへの聴き取りで起こり得る問題

① 繰り返しの聴き取り

大人は心配なあまり、ついつい聴き取りを繰り返してしまいがちです。これは、二次被害となるおそれがあります。

② 二次被害

「二次被害」とは、性暴力被害そのもの（一次被害）とは別に、被害後の周囲の対応等により、被害者が新たに受ける精神的・社会的な苦痛や不利益のことです。

③ 誘導的な聴き取り

「こんなことがあったのではないか」と様々な想定や仮説を立て、その方向に誘導的に聴き取りを行ってしまうことがあります。これにより、記憶の汚染が起こるおそれがあります。

④ 記憶の汚染

「記憶の汚染」とは、こどもが、周りからの質問や事後に得た情報を自分の考えや経験と思い込んだり、体験のない被害を実際に体験したと思い込んだりして、記憶が変わってしまうことです。また、繰り返しの聴き取りも、記憶の汚染につながります。

このため、正しい知識を持たずに被害を受けたこどもに聴き取りを行ってしまうと、こどもに二次被害を与えたり、記憶の汚染を生み出してしまう可能性があります。



正しい知識を持たずに被害を受けたこどもに聴き取りを行うことで、
二次被害や記憶の汚染を生み出してしまう

○ こども性暴力防止法では、従事者による性暴力が行われたと認めるときは、そのこどもの保護・支援のための措置を行うことが事業者に義務付けられています。被害にあったこどもが日常を取り戻し、落ち着いて、教育・保育などを受けることができるように、事業者は次の取組を実施することが求められます。

- ・被害にあったこどもと、性暴力を行った従事者との接触の回避
- ・事案の内容に応じた支援機関などに関する情報提供
- ・被害にあったこどもやその保護者からの相談への真摯な対応

支援機関等の例	支援内容
地域の性暴力被害者支援機関 (ワンストップ支援センター、犯罪被害者等早期援助団体等)	被害者の心身の負担を軽減し、その回復図るため、被害直後からの必要な支援を提供する（例：医療機関への同行支援・紹介や警察への同行支援等）。 ※ ワンストップ支援センターの支援内容の細については、各都道府県に設置されている各センターのホームページを参照
医療機関	治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用したおそれがある場合等には、医療機関受診が必要。
警察	被害届を出すか決まっていなくても、警察への相談は可能。警察では被害児童の心情に十分配慮して対応。
弁護士	被害児童等の権利を守るため、早期に弁護士のサポートを求めることも有効。
地方公共団体	犯罪被害者等（性暴力を含む）に係る「総合的対応窓口」において、相談・問い合わせを受け付け、必要に応じ、地方公共団体内の関係部局や関係機関・団体に情報提供・橋渡しなどを行っている。

犯罪事実確認とは

- 事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、「**特定性犯罪**」と呼ばれる罪を犯し、
 - 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
 - 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
 - 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものが確認の対象となります。
- 「**特定性犯罪**」の例 ※ 成人に対する性犯罪を含む。



不同意
性交

不同意
わいせつ

盗撮

未成年
淫行

児童買春

児童
ポルノ
所持

痴漢

など

対象となる業務は？

- 保育所の長、教諭、保育士等、**こどもと常に接する職種は一律対象**となります。
- 送迎バスの運転手、その他事務職員など、業務内容によって、**こどもに継続的に接する可能性のある職種は、現場判断で対象**とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

一律対象（職種全体が対象）となる

教諭

保育士、幼稚園教諭

保育補助者（※）

など

実態に応じて対象を現場で判断する

調理員

看護師

送迎バスの運転手

など

※児童等と日常的に接触することが想定される保育士の業務を補助する者。

「職種全体が対象になる」とされている職種について

Q ガイドラインで「職種全体が対象になる」とされている職種について、事業者の判断で対象としないことは認められますか。

A

「職種全体が対象になる」とされている職種については、業務の性質一般として3要件（支配性、継続性、閉鎖性）を満たすものとなるため、個々の従事者の従事の仕方（例：スポットワークで短期間のみ従事している等）にかかわらず対象となり、事業者の判断によって対象としないことはできません。

犯罪事実確認に係る留意点

- 派遣労働者・請負事業主に雇用される労働者の場合には、派遣元事業主・請負事業主（派遣元等）ではなく、**派遣先や発注者である対象事業者（派遣先等）が、従事者に対する犯罪事実確認等を行う義務を負う。**

【考えられる対応】

○ 労働者派遣契約等への規定

労働者派遣契約や請負契約等に、「**犯罪事実確認及び研修受講を行った者を業務に従事させなければならない**」旨を規定する。

○ 従事者への伝達・依頼等

- 派遣元等から**派遣労働者等に対し、犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）、研修受講等の法が定める措置の対象となることその他の必要な事項を書面等により**伝達**する。

※法の**施行時**に既に派遣先等で対象業務に従事している派遣労働者等に対しては、派遣先等から派遣元等を通じて伝達。

- 派遣元等から**、派遣労働者等に対し、犯罪事実確認及び研修受講に応じるよう**指示**を行った上で、**派遣先等から**、犯罪事実確認の対象になることの説明、**戸籍情報の提出依頼及び研修受講依頼**を行う。

※派遣元事業主の指示は、労働者派遣法第35条の通知後に行うこと。

○ 従事者が応じない場合の対応

派遣労働者等が犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講に**応じない場合は**、派遣先等から派遣元等に対して、**派遣労働者の変更や、法に適合した請負として業務処理がされるような見直しを要請**する。

※ 従事者が、個人業務受託者である場合も同様に、委託者である対象事業者が、犯罪事実確認等を行う義務を負うことになる。
このため、業務委託契約に「犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講に応じなければならない」旨を定めるとともに、当該義務違反を契約解除事由として定めることが考えられる。

防止措置に係る留意点

- 派遣労働者・請負事業主に雇用される労働者の場合には、派遣元事業主・請負事業主ではなく、**派遣先や発注者である対象事業者が、当該従事者に対する防止措置を行う義務を負う**ことになる。

【考えられる対応】

- 派遣先等において取り得る範囲内での防止措置（労働者派遣契約で定められた範囲内での派遣労働者の業務変更（※1）、見通しが良い環境の確保等）を行う。

※1 請負の場合は、発注者の判断で業務変更することはできない。

- その上で、可能な範囲（※2）で速やかに**児童対象性暴力等のおそれがある事実を派遣元等に対して伝え、労働者派遣契約や請負契約等に基づき（※3）、派遣労働者の変更や、法に適合した請負として業務処理がされるような見直しを要請**する。

※2 犯罪事実確認の結果そのものを派遣元等に伝えることは、法違反（第三者提供）となることに留意。

※3 例えば、次のような内容をあらかじめ定めておくことが考えられる。

（労働者派遣契約）

派遣労働者について、こども性暴力防止法第6条・第20条第1項第4号イに規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると派遣先（対象事業者）が認めたときは、派遣元事業主に対し、派遣先の選択において当該派遣労働者の変更又は当該派遣労働者の従事する業務の変更を求めることができる」旨の規定

（請負契約等）

委託業務に従事する者について、こども性暴力防止法第6条・第20条第1項第4号イに規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると発注者（対象事業者）が認めたときは、発注者は請負事業主にその旨を伝え、請負事業主は当該者に委託業務に従事させないようにしなければならない」旨の規定

- ※ 従事者が個人業務受託者の場合は、業務委託契約の解除事由として、「こども性暴力防止法第6条・第20条第1項第4号イに規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると業務委託者が認めたこと」を規定し、当該条項に沿って対応することが考えられる。

- 犯罪事実確認等の対象となる職種については、支配性・継続性・閉鎖性の要件を満たす必要がある。
- その具体的解釈については、次の表のとおり。

3要件 具体的解釈	
支配性	・ 業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合には、支配性があるものとして判断すること ・ また、従事者と児童等が、日々顔を合わせ、会話等を不定期に行うのみであっても、成人とこどもという関係上、自然と支配性は生じ得るものであるため、業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合には、原則として、支配性があるものとして判断すること
継続性	・ 日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務や、法律に明記されている教諭、保育士等のように一般的に継続性をもって児童等に接することが想定されている業務については、（短期・長期の従事であるか否かにかかわらず、）継続性があるものとして判断すること ・ 一方、年に1回のイベント講師や、緊急時に突発的に接する場合など、児童等との接触が一時的であるものは、継続性がないと判断し得ること
閉鎖性	・ 他の職員や保護者等が同席しないなど、第三者の目に触れない状況で児童等と接する（※）機会が生じ得る場合（従事者一人に対して児童等が複数の場合を含む。）には、閉鎖性があるものとして判断すること ・ 一方、災害、急な事故などにより、突発的かつ一時的に閉鎖環境が発生するものは、閉鎖性がないと判断し得ること ※ SNSやコミュニケーションアプリ、学習ツール等を通じたオンラインでの接触も含む（録画配信など児童等とのやりとりが生じないものは除く。）。

(参考)実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例①

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもあんが
こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
事務職員	対象	・事務作業を中心的な業務としつつも、保護者と職員が面談をする際に、別室で児童等の面倒を見るなど、例外的な場面では児童等と接触することも業務として想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②業務として行っていることから継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・業務が電話対応、書類整理などに限定され、児童等との接触がほとんど想定されない者 (業務内容により、児童等との接触がほとんど想定されないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。)
バス運転手等	対象	・日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点(特に最後に降ろす児童等とは一対一になる)から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・日々児童等と顔を合わせて送迎を行っているが、他の職員の同乗が前提となっており、第三者の同席がない状況で児童等と接することがほとんど想定されない者(②児童等と継続的に顔を合わせ、①一定の接触も行っているが、③他の職員が同乗しており、第三者の同席があるため、閉鎖性を満たさない。)
受付業務員	対象	・児童等への日常的な対応業務の中で、他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない場合があることから閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・人の往来の多い場所で、来客対応や電話対応等の事務作業のみを行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 (②児童等と継続的に顔を合わせるが、③外部に開かれた受付スペースでの対応が中心であり、①児童等との接触がほとんど想定されないため、支配性、閉鎖性を満たさない。)
清掃員	対象	・教育、保育等を行っている時間に、日常的に他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触する機会がある者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・児童等がいない時間帯に清掃を行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 (児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性を満たさない。)
警備員	対象	・他の職員が目が届かないところも含めて施設内を日常的に巡回し、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・人の往来の多い校門や施設外での警備のみで、児童等との接触がほとんど想定されない者 (②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。)

(参考)実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例②

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもあんが
こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
調理員	対象	・業務上の食育指導、給食の準備・片付け等の際の会話等を通じて、他の職員の同席がない環境で児童等と接触することが想定される者 (①指導等による児童等との一定の接触から支配性、②業務上である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・調理業務のみを行い、児童等との接触が想定されない者 (児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。)
スクールソーシャルワーカー	対象	・他の職員が同席しない児童等との面談を日常的な業務として行っている者 (①個別面談による児童等との密接な接触から支配性、②日常的な業務である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・教職員、保護者、地方公共団体、他の支援機関等との連携が中心で、児童等と接触する場合は例外的かつ保護者や他の職員の同席が想定される者 (①児童等と接触する場合は密接に関わるため支配性を満たすが、②例外的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)
医師/嘱託医	対象	・施設内の診察室等で、年に複数回個別診察や健康相談等の業務を行っており、他の職員が同席しない状況が生じ得る環境下で、児童等との一定の接触が想定される者 (①個別診察等による児童等との一定の接触から支配性、②複数回継続している点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・年一回の定期的健康診断のみで、児童等との接触が一時的かつ常に他の職員による同席が想定される者 (①診察等による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)
看護師等	対象	・日常的に児童等の健康管理等を行い、体調不良時は別室で対応するなど一対一で接触することが想定される者 (①健康管理等による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・緊急時の応急対応のみを行い、児童等との接触が短時間かつ他の職員が同席することが想定される者 (①応急対応による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)

(参考)実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例③

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもあんが
こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
ボランティア	対象	・居場所づくりの事業等で学習支援を行うスタッフとして児童等に「一対一で指導、交流等を行う」ことが想定される場合 (①指導、交流等により児童等との一定の接触があるため支配性、②スタッフとしての定期的な参加が見込まれるため継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。) ・大学のサークルで、月に2回、障害児施設での交流会を開催し、支援、ケア等を通じて児童等と一対一で接することが想定される場合 (①支援、ケア等により児童等との一定の接触があるため支配性、②月2回と定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。) ・ボーイスカウトのOBとして、自然体験活動に定期的に参加し、児童等に個別指導等を行うことが想定される場合 (①個別指導等により児童等との一定の接触があるため支配性、②定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。)
	対象外	・学校のPTAが開催する年1回のバザーなどのイベントに、保護者がボランティアとして参加する場合 (継続性がなく、参加者として整理) ・地域のスポーツクラブの練習に、大学生となったOBが、夏休みの1日だけ、ボランティアとして児童等に指導等を行う場合 (継続性がなく、参加者として整理)
その他	対象外	・学校に1日だけ講演に来るゲストスピーカー (1日だけであり、継続性を満たさず、第三者が同席しない状況で児童等に接することが想定されないため、支配性、閉鎖性も満たさない。) ・模擬試験の試験問題の配付、時間管理等の運営管理にアルバイトスタッフとして携わる者 (第三者の同席がない状況で児童等との接触が想定されない場合には、支配性、閉鎖性を満たさない。)

犯罪事実確認における実習生の取扱いについて

- 実習生については、**支配性・継続性・閉鎖性の観点**から、実習の実態に応じて、対象事業者において犯罪事実確認の必要性が判断されることとなる。

(犯罪事実確認が求められない場合)

- 大学等が作成する**実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、対象事業者においてそのような対応が可能**であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められない。

(犯罪事実確認が求められる場合)

- 大学等が作成する実習計画において、**児童等と一対一になることが実習上予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたる場合など、支配性・継続性・閉鎖性を満たす実習**であると位置づけられている実習生については、犯罪事実確認の対象となる。

※ ガイドラインより抜粋

※ 特に影響が大きいと考えられる**教育実習・保育実習**に関して、**大学等に通知を発出し、考えられる対応や留意事項等**をお示ししています。

(考えられる対応例)

- ・ 実習に関する留意点（実習前に犯罪事実確認を求められる可能性があること、児童等と接する実習を行うことができない場合の対応等）を周知すること
そのことについて入学前に**同意書**をとること
- ・ 入学前・実習前に特定性犯罪前科がないことの**誓約書**をとること
- ・ **児童等と接する実習ができない場合の対応**（実習に替わる科目の設定をはじめとした卒業要件に関する特例措置等）を検討すること
- ・ こども家庭庁の作成した研修教材等も活用し**法の周知**を行うこと
- ・ 犯罪事実確認に要する期間も考慮し、実習計画等の作成や実習先の調整を行うこと 等

令和8年3月26日
こども家庭庁支援局長、成
育局長、文部科学省初等
中等教育局長、高等教育
局長通知



(参考) 誓約書 参考例

誓約書参考例

○法施行後は、以下の記載の参考例のうち、「令和8年12月25日までに施行予定の」という文言及び「※なお、本誓約署名時に～」の箇所は削除してください。

○文言については各大学の対応に応じて適宜修正・削除してください。

私は、【貴学への入学/実習を行う】に際し、以下の事項を誓約いたします。

私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※裏面にこども性暴力防止法第2条第7項及び第8項の規定（次ページ参照）を掲載する。

（参照条文）

※「特定性犯罪」について、次の期間内の前科が対象となります。

拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年

拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定等から10年

罰金：刑の執行終了等から10年

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

実習生に関するQA

※ こども家庭庁が公表している「こども性暴力防止法に関するQ&A」には、これ以外のQAも掲載しています。

Q 教育実習や保育実習の実習生について、犯罪事実確認の可否を判断し、手続を行うのは、大学等と実習先のどちらですか。

A 犯罪事実確認の実施の可否を最終的に判断し、犯罪事実確認書の交付申請等を行うのは、実習施設となる対象事業者となります。

Q 実習生について、実習先において犯罪事実確認を行った結果、特定性犯罪事実該当者であることが分かった場合、当該学生の受け入れが困難であることについて、実習元の大学等に対してどのように伝えればよいですか。

A 実習先の対象事業者は、実習元の大学等に対し、児童対象性暴力等のおそれがある事実を伝え、当該学生にこどもと接する実習を行わせることができないことを伝えることが考えられます。なお、犯罪事実確認の結果そのものを伝えることは、こども性暴力防止法第12条違反となるため留意してください。

実習先の対象事業者からそのような伝達があった後、大学等の側で、実習生の同意を得て、直接の面談等を通じて、性犯罪歴を確認することは可能です。

犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から従事者本人に回答内容を事前に通知。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥ - 1 訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない
- 2 訂正請求せず 2 週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付



犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。

犯罪事実確認の交付申請までの具体的な手続

Q 犯罪事実確認について、対象事業者と対象従事者が行う手続を教えてください。

- A** こども性暴力防止法に関する手続は、原則、こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）上で行います。
- ・まずは、対象事業者はGビズIDを取得した上で、こまもろうシステム上で事業者アカウントを作成します。
 - ・その後（認定対象事業者の場合は認定の後）、犯罪事実確認の対象従事者の氏名とメールアドレスをこまもろうシステムに登録すると、従事者に対して従事者アカウント作成依頼のメールが送信されます。メールを受け取った従事者は案内にしたがい、従事者アカウントを作成します（従事者アカウント作成の際、マイナンバーカード等による本人確認を行います。）。
 - ・従事者アカウント登録後、事業者は犯罪事実確認の交付申請に必要な情報（従事者の従事開始予定日等）を入力します。
 - ・また、従事者において、戸籍情報等を登録します（戸籍情報はスマートフォンのアプリ（マイナアプリ）を用いて、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取ることで提出することが可能です（一部対応していない戸籍情報等もあります。））。

事業者及び従事者が、これらの必要な情報を登録することにより、交付申請を行うことができます。

犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：**内定・内示等から従事開始まで**

＜やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）＞

- ・ 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・ 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者：**法施行から3年以内**

③ 認定事業の現職者：**認定から1年以内**

④ 一度確認を受けた者：**5年ごとに再確認が必要**

犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：**2週間～1か月程度**
- 外国籍の場合：**1か月～2か月程度**



犯罪事実確認書の様式

図表 57 (ア) 特定性犯罪事実該当者であると認められない場合 (表面)

様式第1号 (第34条関係)

文 書 番 号
年 月 日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育
保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和6年法律第 69 号)
第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 申請番号
2. 確認日
3. 特定性犯罪事実該当者の該当性
上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められない。

以上

※ 裏面の注意をよく読んでください。

図表 59 (イ) 特定性犯罪事実該当者であると認められる場合 (表面)

様式第1号 (第34条関係)

文 書 番 号
年 月 日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育
保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和6年法律第 69 号)
第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 申請番号
2. 確認日
3. 特定性犯罪事実該当者の該当性
 - (1) 上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められる。
 - (2) 特定性犯罪事実該当者の区分
 - (3) 特定性犯罪の裁判が確定した日

以上

※ 裏面の注意をよく読んでください。

- こども性暴力防止法関連システム（こまろうシステム）において事業者・従事者が行う必要のある手続等について、実際のシステムの画面を掲載しつつ、手続等の流れ、具体的な操作方法を詳細に解説するマニュアルを作成。
- 施行に向け、システムの仕様や詳細の手続フローについて引き続き検討し、施行時に改めて更新版を公表予定。今後も、システムの機能追加等にあわせ、随時更新を予定。

事業者向けマニュアル

アカウント登録、犯罪事実確認、情報管理措置など、事業者が対応する必要のある手続について詳細に示すもの。

義務事業者向けマニュアル

認定事業者向けマニュアル

⇒義務事業者、認定事業者等で対応する必要のある手続が異なるため、対象者が必要な情報のみを参照できるよう、マニュアルは2つに分けて作成

従事者向けマニュアル

アカウント登録、戸籍登録など、主に犯罪事実確認のため、従事者が対応する必要のある手続について詳細に示すもの。

※ 従事者マニュアルについては、最低限必要な情報のみを整理したものを別途作成予定。（秋ごろを目指して公表）

マニュアルの記載のポイントについて

- システム上の手順の流れについて画面だけでなくイラストや図も活用しわかりやすく解説。
- システム外で対応が必要となる準備・書類等についても、必要に応じて記載。

2. 必要書類の準備

＜この冊で取り扱う手順＞

[illegible]

はじめに、犯罪事実確認の手続を行うために必要な書類を準備してください。

犯罪事実確認を正確に実施するためには、現在持っている国籍だけでなく、過去に持っていた国籍の情報も含めてすべての国籍情報が必要となります。以下を参照して必要書類を準備してください。



国籍(=現在・過去問わず) ^{a)}	必要書類 ^{c)}	該当箇所 ^{e)}
日本 ^{b)}	戸籍等 ^{d)}	(1)日本国籍の場合 ^{e)}
外国籍 ^{b)}	旅券等 ^{d)}	(2)外国籍の場合 ^{e)}
日本国籍と外国籍の両方 ^{b)}	戸籍等・旅券等の両方 ^{d)}	(1)日本国籍の場合 ^{e)} (2)外国籍の場合 ^{e)}

（１）日本国籍の場合

出生から現在までの全ての戸籍(除籍)の情報が必要です。

システム上で、マイナンバーカードをかざして戸籍(除籍)の情報を登録してください。スマートフォンを用いてマイナンバーカードをマイナアプリで読み取ることで、戸籍(除籍)の情報が登録されます。

※ マイナンバーカードを持っていない場合や自治体の戸籍(除籍)の電子化状況によっては情報が取得できないことがあります。その場合は、市区町村の窓口で「戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号」(以下「識別符号」と)と「戸籍(除籍)除本等」の両方を取揃えてください。

必要書類	留意点
① 以下の情報が記載・記録された戸籍・除籍の謄本 ^{※1}	<更新(本章3節)について>^{※2} - 過去に犯罪事実確認のためにシステム上に戸籍謄本等をアップロードしている場合、内容に変更がない場合は再度アップロードする必要はありません。 - ただし、アップロードしている戸籍謄本等のうち、最新の内容が記載されているものについては、発行年月日から6か月以上が経過している場合(※)は、再度取得、システムにアップロードする必要があります。 ※事業者が犯罪事実確認書の交付申請を行った日から6か月以内に経過しているかを確認します。事業者に交付申請を行う時期を確認し、6か月以上前に発行した戸籍謄本等をアップロードしてしまわないように注意してください。
② 以下の情報が記載・記録された全部事項証明書 ^{※3}	

名前	備考
氏名 ^①	変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更年月日を含む ^②
氏名のフリガナ ^①	変更があった者については、変更前の全ての振り仮名及び変更年月日を含む ^② ※戸籍に記載されていない場合は不要 ^③
生年月日 ^①	→ ^④
本籍 ^①	変更があった者については、変更前の全ての本籍及び変更年月日を含む ^②
筆頭者氏名 ^①	→ ^④
戸籍編製の理由及び戸籍編成日 ^①	※「改製日」「転籍日」等、必ずしも「編製日」と記載されていない場合がある。 ^⑤
実父母の氏名及び実父母との続柄 ^①	→ ^④
戸籍に入った日 ^①	→ ^④
戸籍に入った理由 ^①	→ ^④
戸籍から除かれた日 ^①	該当する場合のみ ^⑥
戸籍から除かれた理由 ^①	該当する場合のみ ^⑥

識別符号の有効期限は、発行から**3か月**となっているため、取得後「Ⅲ.3.(1)登録情報の確認・更新」を参照してすぐにシステムに登録してください。

※識別符号を取得してから、3か月以内にシステムに登録をしなかった場合は、再度識別符号を発行する必要がありますため、注意してください。

また、戸籍(除籍)簿本又は全部事項証明書を提出する場合は、その戸籍(除籍)簿本又は全部事項証明書は事業者が交付申請をした日から6か月以内に発行されたものでなければなりません。

＜市町村の窓口で戸籍謄本や戸籍電子証明書提供用識別符号等を取得する場合の注意点＞

※取得する自治体によって、対応が異なる可能性があります。必ず、事前に取得する自治体の HP 等で必要事項の確認をしてください。

① 庫前準備

■ 取得する窓口の確認

戸籍謄本等の取得は、本籍のある市区町村の窓口で取得することができます。

「広域交付制度」を利用することで、本郷地以外のご自宅や勤務先のお近くの市区町村の窓口であっても取得できます。また、複数の本郷地の戸籍(簿籍)を、一か所の窓口で取得できます。予約制を実施している市区町村もあるため、事前に手続について確認し、自身が対応しやすい窓口を選択し、取得してください。

※ なお、広域交付制度を利用する場合、郵送や代理人による請求はできませんのでご注意ください。

※「自治体が戸籍(籍籍)を紙で管理しているもの(①改製不適合戸籍、②紙の除籍)」については本籍地市区町村での請求が必要です。

○ 次ページ以降では、義務事業者を例示としてあげつつ、こまろうシステムで行う手続の全体像を示したうえで、事業者アカウント登録から犯罪事実確認までの手続を整理。

○ 特に、以下の手続については、多くの義務事業者や従事者が関係することから、具体的な手続の流れや順番等を画面イメージとともにより簡易に理解できるように、義務事業者向けマニュアルや従事者向けマニュアルから必要な情報を抜粋をして、その概略を示している。

※ なお、詳細は義務事業者向けマニュアルや従事者向けマニュアルを確認する必要があることに留意。

【義務事業者】

- ・ 事業者アカウント登録
- ・ 事業者情報の登録・対象従事者の登録

【従事者】

- ・ 従事者アカウント登録・必要書類の準備①・②
- ・ 戸籍情報の登録①・②

【義務事業者】

- ・ 犯罪事実確認書の交付申請手続①・②

【従事者】

- ・ 万が一犯歴があるとの結果が出た場合の対応

【義務事業者】

- ・ 犯罪事実確認書の受領・確認

こまろうシステムにおいて行う手続の全体像（義務事業者の場合）

- こまろうシステムにおいて、犯罪事実確認、情報管理措置、定期報告等の手続を統一的に実施。
- 義務事業者における主な手続の全体像は以下のとおり。

施行前

G.bizIDの取得

- ・ こまろうシステムのアカウントを登録するためにG.bizIDを取得

事業者情報の登録

- ・ 所轄庁が事業者の情報をとりまとめ、こども家庭庁へ登録

事業者アカウント登録

- ・ こまろうシステムのアカウントを登録
- ・ こまろうシステムにログイン

対象従事者の登録準備

- ・ 犯罪事実確認の対象となる従事者の特定、従事者情報のリストアップ

施行後

犯罪事実確認の実施

- ・ 従事者情報の登録
- ・ 犯罪事実確認書の交付申請・取下げ等
- ・ 犯罪事実確認完了の届出
- ・ 犯罪事実確認記録等の消去

情報管理措置

- ・ 情報管理規程の提出(初回の犯罪事実確認の交付申請を行うまでに提出が必要。)
- ・ 漏えい等の重大事態が生じた場合のこども家庭庁への報告

こまろうマークの取得・使用

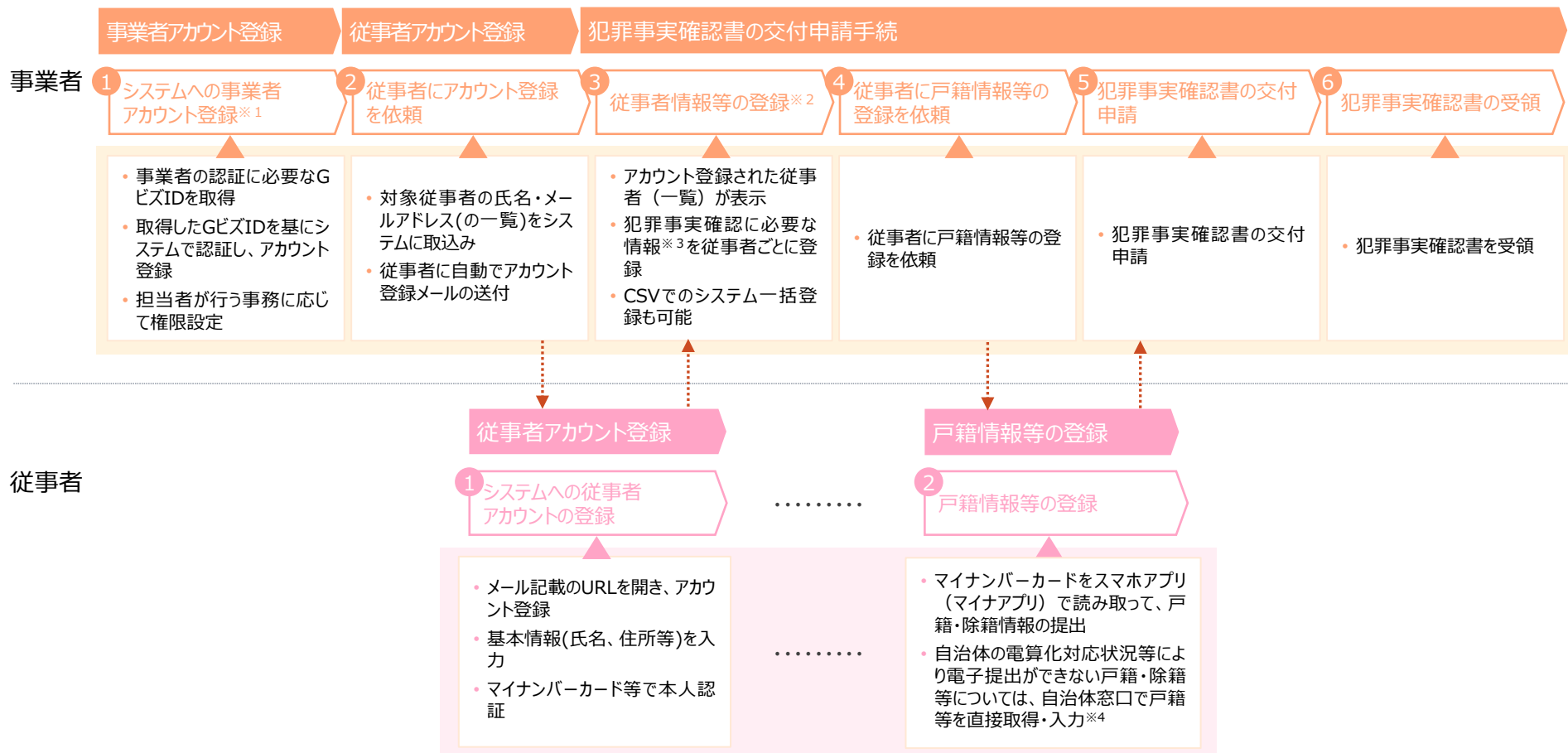
- ・ こまろうマークの取得手順
- ・ 使用上の留意点 等

監督等

- ・ 帳簿(犯罪事実確認対象者の従事者情報)の管理
- ・ 事業者情報の変更
- ・ 定期報告の実施

犯罪事実確認の交付申請までの具体的な手続

申請従事者が、日本国籍を有し、特定性犯罪歴がない場合



※1 GビズID取得後、学校設置者等のアカウント登録は、法施行前に所轄庁を通じて必要情報を取りまとめ、一括登録予定。また、認定事業者等のアカウント登録は、認定申請の前に実施する。
 ※2 いとま特例の「やむを得ない事情」(急な欠員によりすぐに採用・従事させる必要がある場合など)に該当する場合は、その旨もあわせて登録する。
 ※3 従事する事業所、業務、従事予定日等を入力する。また、雇用契約書等をアップロードする。
 ※4 マイナンバーカードを用いた取得ができない戸籍・除籍がある場合には、紙媒体の戸籍・除籍の謄本や戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号を自治体窓口にて取得し、本人確認情報とともにシステムから入力する。

【義務事業者】事業者アカウント登録

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい



【GビズIDの取得～事業者アカウントの初回登録】

- まとめ登録したGビズIDでシステムにアクセス。
- 本人認証の方法（マイナアプリまたはパスキー）を選択し、自動で起動する認証画面に沿って、システムにログイン。
- 事業者アカウントの初回登録が完了

<システムログイン画面>

事業者 新規登録

以下の事業情報で登録します。

ABC株式会社

法人ID: 1000000000000000

代表者: 田中 太郎

メールアドレス
test@example.co.jp

認証方式

利用したい認証方式を選択してください。

☐ マイナアプリ

☐ パスキー

次へ

[ログインできない方はこちら](#)

【事業者アカウントの追加】

- 従事者の情報をシステムに登録したり、交付申請を行ったりする事業者の担当者のアカウントを必要に応じて追加。
- アカウントの追加の際には、担当者の氏名やメールアドレス、システム内の権限等を設定。

<事業者アカウント登録画面>

事業者アカウント登録・変更

以下の情報の入力を行ってください。

氏名 ※必須

漢字・ひらがな・全角カタカナ（括弧内は全角スペース1文字）で入力してください。

メールアドレス ※必須

正しい形式のメールアドレスを入力してください。

例: abc@example.co.jp

権限 ※必須

選択してください

権限可能範囲 ※必須

☒ 全範囲

☐ 本業の権限単位

【事業者アカウントの初回・通常ログイン】

- アカウントを割り振られた担当者が、システムにログイン。

【義務事業者】事業者情報の登録・対象従事者の登録

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁



【事業者情報の登録】

○まとめ登録で登録した情報以外の事業者情報（代表者等）を登録。

<事業者情報変更画面>

代表者・役員情報

No	職名	代表者	氏名	氏名（フリガナ）
1	代表者	○	代表 八郎	YASUO YAGI
2	代表者		代表 九郎	YASUO YAGI

【対象従事者の登録】

○対象従事者の情報をシステムに取りこみ、従事者にアカウント作成を依頼。

※複数従事者分の氏名やメールアドレス等を入力したcsvを作成・アップロードし、一度に取り込むことが可能。

<従事者の一括登録画面>

従事者インデックス一括登録確認

アップロード内容を確認してください。
この内容でよろしければ「登録」ボタンを押してください。

1 / 20 件

No	事業者名	事業者ID	メールアドレス	氏名	担当職名	氏名フリガナ
1	一般社会事業	0000000000000000	0000000000000000	山田 太郎	担当職名に設定する	
2	一般社会事業	0000000000000000	0000000000000000	山田 太郎	担当職名に設定する	
3	一般社会事業	0000000000000000	0000000000000000	山田 太郎	担当職名に設定する	
4	一般社会事業	0000000000000000	0000000000000000	山田 太郎	担当職名に設定する	

【従事者アカウント作成のメールが従事者に自動配信】

○事業者が従事者情報をシステムに取り込んだ後、システムから従事者向けにアカウント作成用のメールを自動配信。（次ページのとおり従事者がアカウントを作成。）

【対象従事者情報の確認・登録・更新】

○従事者がアカウントを作成後、システムで従事者が登録した情報を確認。犯罪事実確認の交付申請に当たって登録が必要な職務情報等の追加・更新を実施。

※従事者一人一人登録を行うことも、複数従事者分の従事情報等を入力したcsvを作成・アップロードし、一度に登録することも可能。

<従事者情報登録画面>

（個別） （一括）

職務情報

☐ 都道府県別登録

事業の種類
小学校

事業所名
A市立A小学校

職務の概要
校長

従事者情報一括変更確認

以下の内容を確認します。よろしいですか？

1 / 20 件

No	氏名	メールアドレス	事業所情報	従事者情報	登録日時
1	山田 太郎	0000000000000000	小学校	校長	2022/01/01
2	山田 太郎	0000000000000000	小学校	校長	2022/01/01
3	山田 太郎	0000000000000000	小学校	校長	2022/01/01

【〇〇都道府県/市町村】 対象従事者のリストイメージ

事業名	事業所名	メールアドレス※必須	氏名（全角文字）※必須	施行時/認定時現職者該当区分※必須

※必要な項目、入力方法については今後のシステム開発状況によって変更があり得る点に御留意ください。

※本イメージは、施行前までの対象従事者のリスト化に際して必要な項目のイメージを示しています。

※本イメージを参考に対象従事者をリスト化しておくことで、システムの稼働後に対象従事者をシステムに一括登録するための作業（一括登録用ファイルをダウンロードしてリストの内容を転記し、一括登録用ファイルをアップロードして対象従事者をシステムに登録）がスムーズとなります（義務事業者マニュアル：P62～66を参照。）。

※実際にダウンロードする一括登録用ファイルは、氏名を全角で入力する必要があるほか、「事業名」は「小学校」「保育所」など、「事業所名」は「A小学校」などの登録を想定しており、一部はプルダウン形式で選択して登録する想定であることに御留意ください。

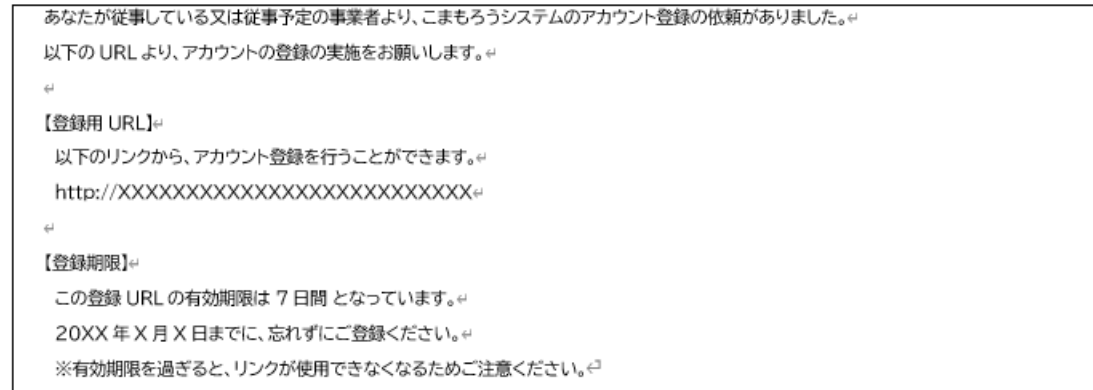
※各対象従事者の「事業名」「事業所名」の項目については、施行前までのリスト化が必須ではありませんが、整理しておくこと、システムに一括登録する際に併せて登録することができます。

【従事者】従事者アカウント登録・必要書類の準備①

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

1. 事業者が対象となる従事者の情報をシステムに登録すると、従事者本人へ以下のとおりメールが送付される。

※前頁のとおり事業者が従事者をシステムに登録するに当たりメールアドレスが必要であるため、事業者からの依頼に応じてメールアドレス（業務用・私用のいずれでも可）を事前に提出しておくことが必要。
※以下の2～4のマイナンバーカードの読み取りをスマートフォンで行うことが想定されるため、スマートフォンでも確認できるメールアドレスを登録すると、ログイン等の作業をそのまま行うことができる。



2. 従事者は、メールに記載されているURLをクリックし、従事者アカウントを登録を進める。従事者アカウントの登録については、原則として、「マイナンバーカードで登録」ボタンを押し、自動的に遷移するマイナアプリの画面上でマイナンバーカードで認証（利用者証明用暗証番号(数字4桁)入力）して、進める。



※ マイナンバーカード以外でも登録することは可能だが、別の本人確認書類のアップロード・情報の入力が必要があるほか、本人確認書類の審査に時間を要することに留意。



【従事者】従事者アカウント登録・必要書類の準備②

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

3. 事業者が登録した情報やマイナンバーカードから取得したデータから自動で入力されているので、氏名・メールアドレスなどの必要な項目を入力・更新。従事者アカウントの登録が完了する。



4. 登録したメールアドレス宛に以下の「[こまろうシステム] 仮パスワードと認証情報再登録のご案内」という件名のメールが配信されるので、記載のURLからログインページに移動。認証方式として「マイナアプリ」を選択してログイン。利用規約などに同意し、初回システムログインが完了。

ご登録されたログイン情報が変更されたため、仮パスワードを発行しました。

以下の仮パスワードをご利用いただき、システムにログインの上、認証情報の再登録をお願いいたします。

=====

【ログインID】

XXX

【仮パスワード】

XXX

=====

【従事者ポータルログインURL】

XXX

5. 犯罪事実確認に当たって必要な戸籍情報は原則としてマイナンバーカードを活用し、マイナアプリで情報を取得する。このため、あらかじめマイナンバーカード・マイナアプリの準備、暗証番号（利用者証明用暗証番号（数字4桁）、署名用パスワード（英数字6～16文字））の確認をしておく。（ただし、一部の戸籍についてマイナンバーカードで取得できない場合等には、自治体の窓口で「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」と「戸籍（除籍）謄本等」の両方を取得することとなる。）



【従事者】戸籍情報の登録①

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

1. 従事者情報が最新のものになっているか確認し、必要に応じて修正・更新を行う。
2. 前ページの5. で準備していた戸籍等の情報について、システム上で登録。

＜マイナンバーカードでの戸籍情報の取得の画面＞ ※マイナアプリに遷移



本人特定情報登録

こまろうシステムの本人特定情報の登録を行います。
こども家庭庁では、マイナンバーカードでの登録を推奨しています。
マイナンバーカードで登録を行う場合は、市役所等での戸籍謄本等の取得手続が不要となります。

マイナンバーカードで登録を行う場合は以下の手順で進めてください。

①「戸籍情報の取得①」を押下してください。

ボタンを押下すると、戸籍の詳細情報を問い合わせるための戸籍基本情報を取得します。
②取得した戸籍基本情報をこの画面に表示します。内容を確認して間違いがなかったら「戸籍情報の取得②」を押下してください。

ボタンを押下すると、確認いただいた戸籍基本情報をもとに電子戸籍情報を取得します。
(情報取得までに時間がかかりますので、予約後1時間経過後、再度状況を確認してください)

マイナンバーカードを持っていない方や外国籍の方は「他の方法で入力」/「外国籍の入力を行う」にチェックし、必須項目を入力してください。
不正な手段により交付申請を行う場合、罰則の対象となる場合があります。

まずこちらのボタンを押下してマイナンバーカードをスマホアプリ
(マイナアプリ) で読み取ってください。

以下の情報に関する戸籍情報の取得で間違いない場合はボタ
ンを押下してください。

戸籍情報の取得①

戸籍情報の取得②

☐ 他の方法で入力/外国籍の入力を行う

戸籍基本情報
申請者氏名
家庭太郎
筆頭者氏名
家庭龍一
本籍
神奈川県横浜市都筑区篠井台99-0000

従事者情報及び本人書類等申請状況参照へ戻る

【従事者】戸籍情報の登録②

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

＜戸籍情報の取得結果画面＞



こまろうシステム 従事者ポータル

Language Manual 03-0000-0000 山田 次郎

本人特定情報詳細

→

本人特定情報

1枚目 2枚目 3枚目

国籍区分
日本国籍

戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号
0123456789012345

氏名
氏 名
田中 花子

フリガナ
氏 名
タナカ ハナコ

生年月日
昭和53年12月15日

本籍
大阪府大阪市

筆頭者氏名
氏 名
おとな 二郎

3. 交付申請後、犯罪事実確認に関する通知がない場合は手続完了となる。

こども家庭庁から法務省への照会の結果、犯歴があるとの結果が出た場合は、事業者者に犯罪事実確認書を交付する前に、従事者に対して内容の確認の通知がある。この場合従事者は、必要に応じて訂正請求や中止要請等の対応が必要となる（14ページ参照。）。また、事業者における申請状況は従事者もシステム上で確認が可能。

こどもまんが
こども家庭庁

こども家庭庁

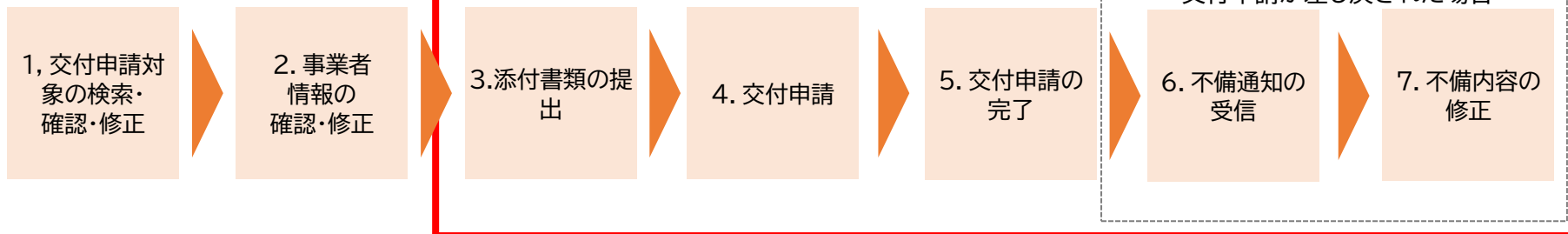


- 事業者情報の編集

【義務事業者】犯罪事実確認書の交付申請手続②

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁



3. 申請対象の従事者に応じて必要な添付書類を提出（新規採用であれば内定通知書の写し、現職者であれば雇用契約書の写し等）

＜添付書類のアップロード画面＞

添付書類 ※ 添付書類の要件・テンプレート ?

交付対象者の「雇用契約書の写し等」を添付する場合は、こちらから添付してください。
なお、既に従事者毎に登録されている場合は、こちらの添付は不要です。

1. 新卒採用（民間）

ここにファイルをドロップまたは 選択

4. システム上で申請ボタンを押し、申請

＜申請画面＞

添付書類 ※ 添付書類の要件・テンプレート ?

交付対象者の「雇用契約書の写し等」を添付する場合は、こちらから添付してください。
なお、既に従事者毎に登録されている場合は、こちらの添付は不要です。

1. 新卒採用（民間）

ここにファイルをドロップまたは 選択

アップロードされたファイル

添付書類のアップロード完了

選択

5. 交付申請完了
＜交付申請完了画面＞

犯罪事実確認書交付申請完了

犯罪事実確認書交付申請が完了しました。

申請番号: F003M047801 です。

交付申請状況一覧へ戻る

6. 仮に申請内容に不備があった場合は、メールおよびシステム上で通知がなされる。

＜通知イメージ＞

交付申請(交付申請番号: ●●●)の内容に不備があり、差し戻されました。

下記不備内容を確認し、画面左側のメニューより「従事者管理」を選択し、交付申請状況一覧画面から申請内容を修正してください。

不備内容:

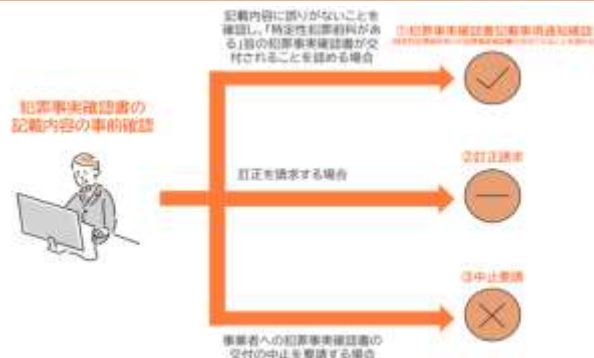
添付された「雇用契約書の写し等」の文字が、解像度が低く読み取ることができません。

正しく読み取れるように、添付ファイルを修正してください。

7. システムにログインし、必要な修正を行う。

【従事者】万が一犯歴があるとの結果が出た場合の対応

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい



【記載内容の事前通知連絡】

- 犯歴があるとの結果が出た場合は、従事者にメールおよびシステム上で事前に内容が正しいか確認するよう通知。

<通知イメージ>

株式会社〇〇よりこども性暴力防止法に基づいて行われたあなたの犯罪事実確認書の交付申請について、株式会社〇〇に交付する予定の犯罪事実確認書の内容を記載した犯罪事実確認書記載事項通知を通知しました。

画面左側のメニューより「犯罪事実確認」を選択し、交付申請状況一覧画面から必ず内容を確認の上、必要な手続を行ってください。

なお、「犯罪事実確認書（事前確認用）」の内容について事実でないと思われるときは、システム上で通知されてから2週間以内（●月●日）に訂正請求を行うことができます。

2週間以内に何の手続きも行わない場合は、「犯罪事実確認書（事前確認用）」の内容がそのまま〇〇に交付されることになりますのでご注意ください。

【システム上で事前通知の確認】

- システム上で実際に事業者に交付される予定の犯歴有と記載された犯罪事実確認書の内容を確認。

<事前通知の確認画面>

犯罪事実確認書記載事項通知（通知日：2024年2月14日）

令和6年2月14日付で事業者より送付された犯罪事実確認書記載事項通知に基づいて行われた交付申請（申請番号：02-24-00000000000000000000）に係る犯罪事実確認書について、「犯罪事実確認書（事前確認用）」のとおりに交付することとなります。あらかじめ通知します。

なお、「犯罪事実確認書（事前確認用）」の内容について事実でないと思われるときは、この通知がシステム上に掲載された日から2週間以内に訂正請求を行うことができます。

訂正請求の結果、こども家庭庁において当該訂正請求に理由があると認めるときは、犯罪事実確認書の通知内容を訂正し、その旨をお知らせします。訂正請求の結果、こども家庭庁において当該訂正請求に理由がないと認めるときは、犯罪事実確認書の通知内容を訂正しない旨をお知らせします。

犯罪事実確認書（事前確認用） 閲覧

【犯罪事実確認書記載事項通知確認】

- 犯歴有の結果が事実であることを認める場合、確認ボタンを押す。

<確認画面>

犯罪事実確認書（事前確認用）に記載された内容が事実であることを認める場合、「犯罪事実確認書記載事項通知確認」ボタンを押下してください。

本来確認を行わなかった場合においても、2週間以内にその他に訂正請求も犯罪事実確認書の交付の中止要請も行わなかった場合には、事業者に犯罪事実確認書が交付されるためご注意ください。

犯罪事実確認書記載事項通知確認

【訂正請求】

- 犯歴有の結果が事実でないと思われるときは、通知から2週間以内に訂正請求を行う。

<訂正請求画面>

犯罪事実確認書（事前確認用）の内容が事実でないと思われる場合、犯罪事実確認書（事前確認用）がシステム上で通知された日から2週間以内に「訂正請求」ボタンを押下し訂正請求を行ってください。

訂正請求

【中止要請】

- 自ら離職や内定辞退を行い、事業者に対する犯罪事実確認書の交付の中止を要請。

※同時に従事者から事業者に、離職や内定辞退を行う旨、犯罪事実確認書の交付申請を取下げしてほしい旨を連絡。

<中止要請画面>

中止要請の注意事項を確認し、離職や内定辞退、訂正請求の結果を踏まえて事業者に対する犯罪事実確認書の交付の中止を要請する場合、「犯罪事実確認書交付中止要請」ボタンを押下し犯罪事実確認書交付中止要請を行ってください。

中止要請の注意事項：①

犯罪事実確認書交付中止要請

【義務事業者】犯罪事実確認書の受領・確認

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁

1. 交付通知の
受信

2. 交付済み犯罪
事実確認書
の選択

3. 対象者の
検索・選択

4. 本人認証
の実施

5. 犯罪事実
確認書の確認

1. 交付申請の審査等が終了した後、事業者に対して犯罪事実確認書が交付され、通知を受信する。

<通知イメージ>

以下の番号の交付申請について、犯罪事実確認書を交付しました。

画面左側のメニューより「従事者管理」を選択し、交付申請状況一覧画面から確認してください。

交付申請番号: 202601010000001-01

202601010000001-02

202601010000001-03

2. 「交付済み犯罪事実確認書」の画面に遷移する。
3. 犯罪事実確認書を確認したい対象者を検索する。

<交付された犯罪事実確認書の検索画面>

検索条件									
事業名 事業所名									
従事者氏名									
従事者氏名（フリガナ）									
交付申請日（開始） 年 月 日 ~ 交付申請日（終了） 年 月 日									
No.	☐ 無罪判決	☐ 犯罪事実確認書の確認	☐ 通知の受信	事業	事業所	依頼された事業	依頼	従事者氏名 (フリガナ)	確認番号
1.	☐	☒	☐	小学校	東京都教育委員会	東京都教育委員会	教育	佐藤 太郎	202601010000001-01
2.	☒	☒	☐	小学校	東京都教育委員会	東京都教育委員会	教育	佐藤 太郎	202601010000001-02
3.	☐	☒	☐	一軒家から盗竊	東京都教育委員会	東京都教育委員会	治安	山田 太郎	202601010000001-03

4. 犯罪事実確認書の閲覧権限がある担当者が、マイナンバーカード等で本人認証を行う。
5. 犯罪事実確認書を確認する。

<犯歴無>

犯罪事実確認書	
検	こども家庭庁長官
令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。	
記	
1. 申請番号	
2. 確認日	
3. 特定性犯罪事実該当者の該当性	上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められない。

<犯歴有>

1. 申請番号	
2. 確認日	
3. 特定性犯罪事実該当者の該当性	
(1) 上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められる。	
(2) 特定性犯罪事実該当者の区分	
(3) 特定性犯罪の裁判が確定した日	

防止措置について（１）

防止措置とは

防止措置とは、事業者が犯罪事実確認の結果や、事業者による調査の結果などを踏まえて、従事者によって性暴力が行われるおそれがあると認めるときに、その従事者をこどもと接する業務に就かせないなど、**事業者が講じなければならない性暴力を防止するために必要な措置**。

「おそれ」と認めるとき

犯罪事実確認の結果
性犯罪歴(※)があったとき



性暴力の
被害の申出があったとき



調査などの結果
性暴力が行われたと
合理的に判断できるとき



調査などの結果
不適切な行為が行われたと
合理的に判断できるとき



(※) 法第２条第８項に定める「特定性犯罪事実該当者」であったとき

防止措置について（２）

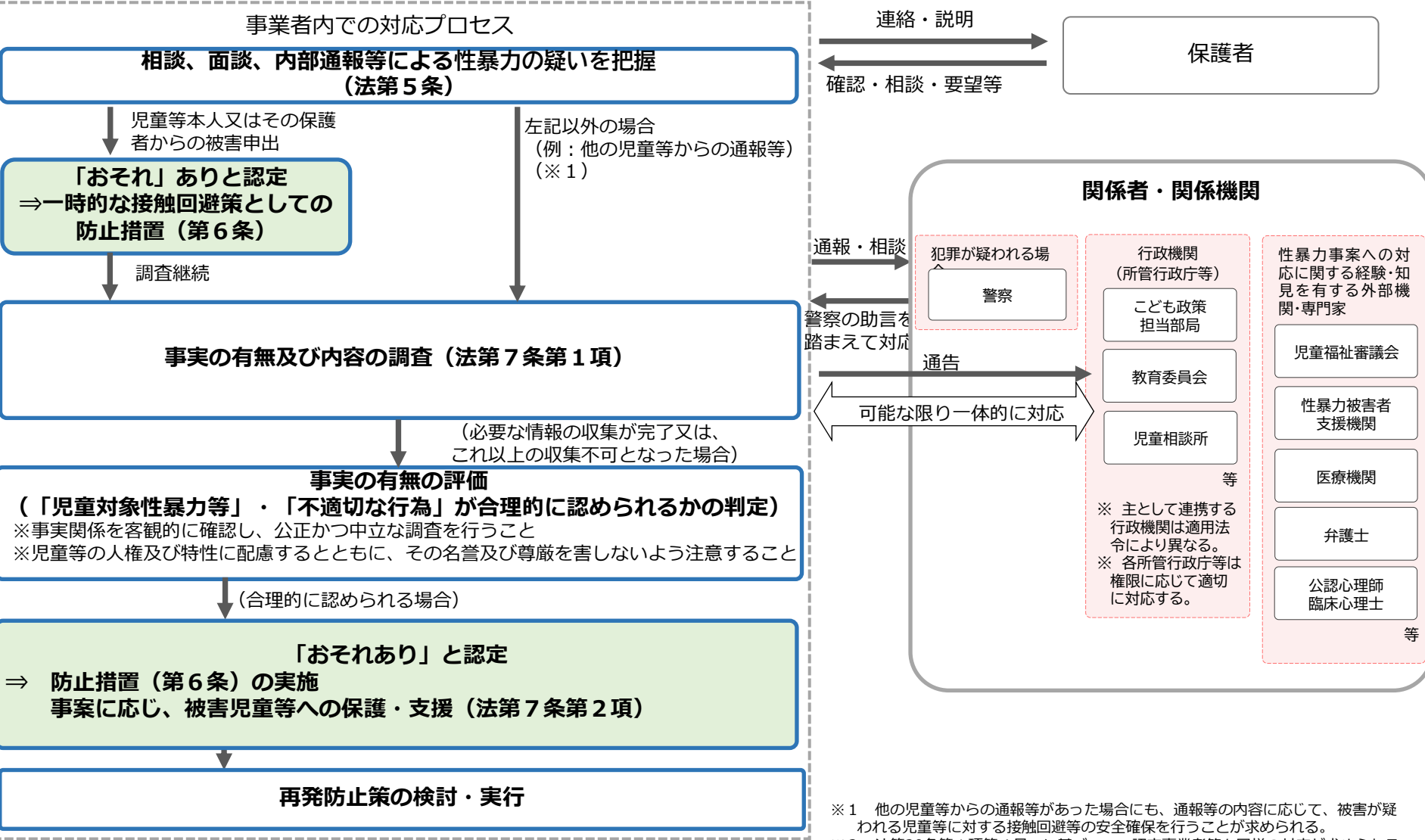
「おそれ」の内容と防止措置

内容	防止措置の内容
① 特定性犯罪事実該当者であった場合	➤ 原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させない。 （例：新規採用の場合は内定取消し等、現職者の場合は対象業務以外への配置転換など）
② 児童等やその保護者から、従事者による児童対象性暴力等の被害の申出があった場合	➤ 被害が疑われる児童等と加害が疑われる対象業務従事者の接触の回避を行う。 （例：一時的に対象業務から外し、自宅待機や別業務に従事させるなど）
③ 児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合	➤ 原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させない。 （例：懲戒処分、対象業務以外への配置転換等を講じるなど）
④ 児童対象性暴力等には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合	➤ 重大な不適切行為である場合、③に準じた対応を行う。 ➤ 初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、当該行為を繰り返さないように指導や研修受講命令を行い、経過観察を行う等、段階的な対応を行うことも考えられる。 ➤ 指導したにもかかわらず、同様の行為を繰り返した場合には、③に準じてより厳格な対応を行う。



防止措置として雇用管理上の措置を講ずる場合には、
労働契約法等の**労働関係法令等を遵守**することが必要。
（こども性暴力防止法施行ガイドライン p 217～236参照。）

おそれの判断プロセスについて（イメージ）



※ 1 他の児童等からの通報等があった場合にも、通報等の内容に応じて、被害が疑われる児童等に対する接触回避等の安全確保を行うことが求められる。
※ 2 法第20条第1項第4号ロに基づいて、認定事業者等も同様の対応が求められる。

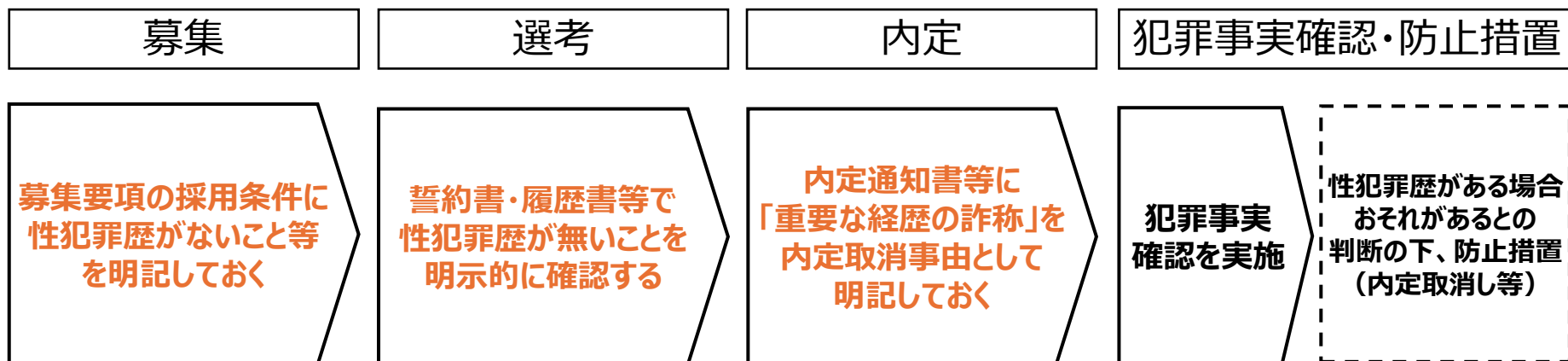


事業者が採用に当たって行うべきこと

- 内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**内定取消しなどの対応（防止措置）**をとる必要があります。
- ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、**採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等**の事前の確認・対応が必要となります。

※ 事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。
(事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。)

採用段階ごとに必要な作業のイメージ



※ 雇用契約の始期以降に犯罪事実確認を行う場合も想定されるため、就業規則に試用期間の解約事由・懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めておくことも重要です。

募集要項等の参考例

募集要項・求人票
(GL別紙3)

学校設置者等の場合

記載項目	記載例
①業務内容	(雇入れ直後) 保育業務 (変更の範囲) なし
②契約期間	期間の定めなし
③試用期間	試用期間あり(〇か月)
④就業場所	(雇入れ直後) 〇〇〇〇保育園 (変更の範囲) 当法人の施設
⑤就業時間	7:15~18:30のうち7.5時間(シフト勤務)
⑥休憩時間	12:00~13:00
⑦休日	土日、祝日(年末年始を含む)
⑧時間外労働	あり(月平均〇〇時間)
⑨賃金	月給 〇〇万円(ただし、試用期間中は月給〇〇万円)
⑩加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
⑪受動喫煙防止措置	屋内禁煙
⑫募集者の氏名又は名称	社会福祉法人〇〇〇〇
⑬特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対称性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

誓約書等の参考例

赤字：採用過程（経歴詐称）関係
青字：犯罪事実確認の手続関係

誓約書 (GL別紙4)

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。
2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

- * 裏面には参照条文を掲載（GL別紙4参照）。
- * 法の施行後に本ひな型を使用する際は「令和8年12月25日までに施行予定の」という文言は外す。

内定通知書 (GL別紙4)

●.内定取消事由

- ① ～～～
- ② ～～～

- 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
- 法人から対応を指示された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。
- 犯罪その他社会的に不相当な行為を行い従業員として不適格と法人が判断したとき。
- その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

- * 内定取消事由は、内定後に提出させる誓約書に記載することとしても差し支えない。

就業規則 (GL別紙5)

（試用期間）

第〇条 職員として新たに採用した者については、就労開始日から〇か月間を試用期間とする。～～～。

2. ～～～
- …

- 採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、試用期間中に解雇することがある。～～～。

（懲戒の事由）

第〇条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇（注：就業規則の別条に定める懲戒の種類を列挙）】とする。

- 一 ～～～
- …

- 法人内の秩序又は風紀を乱したとき。
- 本規則その他法人の定める規程に違反したとき。
- 業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。
- 学歴、職歴、資格、犯罪歴等の重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
- 刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行ったとき。
- …
- X その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

（犯罪事実確認の手続に応じる義務）

第〇条 職員は、法人の指示に従い、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しなければならない。

就業規則の参考例（不適切な行為の範囲等）

- 就業規則において、①子ども性暴力防止法に基づく防止措置の対象となる児童対象性暴力等やそれにつながる不適切な行為の範囲、②教育、保育等を提供する場においてこれらの行為を行うことは本法の趣旨や規定に反する行為であり厳格な懲戒処分の対象になり得ることを定め、従事者に周知・伝達する。
- 「不適切な行為」の内容は、**各施設・事業の性質や対象児童等の年齢・発達の状況等**によって異なることが想定される。**横断指針の例示も参考に、従事者が過度に委縮することがないように留意しつつ、各事業者の実態に応じて明確化する。**

就業規則（GL別紙5）

（児童対象性暴力等及び不適切な行為の禁止）

第〇条 職員は、子ども性暴力防止法第2条第2項に規定する児童対象性暴力等として次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 児童等（子ども性暴力防止法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条（不同意性交等）に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童等をして性交等をさせること（同法第177条（不同意性交等）の罪に当たる行為、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止される性交等に当たる行為を含み、児童等から暴行又は脅迫を受けて当該児童等に性交等をした場合及び児童等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）
 - 二 児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（刑法第176条（不同意わいせつ）の罪に当たる行為、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止されるわいせつな行為に当たる行為を含み、前号に掲げるものを除く。）
 - 三 刑法第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条（児童買春周旋）、第6条（児童買春勧誘）、第7条（児童ポルノ所持、提供等）若しくは第8条（児童買春等目的の人身売買等）の罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条（性的姿態等撮影）、第3条（性的影像記録提供等）、第4条（性的影像記録保管）、第5条（性的姿態等影像送信）若しくは第6条（性的姿態等影像記録）の罪（児童等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）
 - 四 児童等に次に掲げる行為（児童等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童等を著しく羞恥させ、若しくは児童等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること（条例により禁止される痴漢行為を含む。）
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること（条例により禁止される盗撮行為を含む。）
 - 五 児童等に対し、性的羞恥心を害する言動（口頭の発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることを含む。）であって、児童等の心身に有害な影響を与えるものをする事（児童等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童等を不快にさせる性的な言動）を含み、前各号に掲げるものを除く。）
- 2 職員は、前項に規定する児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為として次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 児童等と私的な連絡先（SNSアカウントを含む。）を交換し、私的なやり取りを行うこと
 - 二 私的に児童等と事業所外で会うこと
 - ...
 - ×
- 3 職員は、前二項に掲げる行為を行い、又は当該行為を理由として逮捕若しくは起訴された場合は、法人に速やかに報告しなければならない。

各施設・事業の性質や対象児童等の年齢・発達の状況等によって異なることが想定される。従事者が過度に委縮することがないように留意しつつ、各事業者の実態に応じて明確化すること。

就業規則の参考例（懲戒事由）

- 判例上、使用者が労働者に対し、**懲戒処分を行うためには、あらかじめ就業規則において、懲戒事由及び懲戒種別を定め、その就業規則を労働者に周知する**必要があるとされている。また、懲戒処分は、就業規則上の懲戒事由に該当するとともに、懲戒処分の相当性がなければ無効となる（労働契約法15条）。
- 防止措置のうち「**おそれ③・④**」との関係では、就業規則に児童対象性暴力等や不適切な行為の範囲とそれらを行ってはならない旨を定め、その違反が懲戒事由に該当する形になっている中、実際に児童対象性暴力等や不適切な行為が発生した場合は、**その具体的な事実関係（重大性・悪質性等）に応じて、懲戒処分を実施**することになるが、**懲戒解雇や諭旨退職以外の懲戒処分を実施する場合は、そのみではこどもとの接触を回避することには直ちにはつながらないので、配置転換等を行うことも必要である（GL232頁）**。

就業規則 (GL別紙5)

（懲戒の事由）

第〇条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇（注：就業規則の別条に定める懲戒の種類を列举）】とする。

— ～～～

…

- 法人内の秩序又は風紀を乱したとき。
- 本規則其他法人の定める規程に違反したとき。
- 業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。
- 学歴、職歴、資格、犯罪歴等の重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
- 刑法其他刑罰法規の各規定に違反する行為を行ったとき。

…

X その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

就業規則の参考例（対象業務従事者の範囲）

- 対象事業者において、法の対象となる対象業務従事者に該当する職種の者について、あらかじめ就業規則等で定める（GL別紙5「1.対象業務従事者の範囲」）。その上で、募集段階で（現職者は法施行日までに）従事者本人に対象業務従事者となり得る旨等を書面等により通知する。
- 対象業務従事者の具体例は、GL42~47頁（教員等）、GL60~64頁（教育保育等従事者）参照。
- 契約社員、パートタイム労働者、アルバイト、定年後再雇用者等について、別途規程を設けている場合は、就業規則本則と同様に対象業務従事者を規定する。

【学校設置者等向け】

（教員等）

第〇条 当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第4項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、第九号から第十三号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。

- 一 園長
- 二 副園長
- 三 事務局長
- 四 主任
- 五 副主任
- 六 保育士
- 七 保育補助
- 八 保健師、看護師、准看護師
- 九 管理栄養士、栄養士
- 十 調理員
- 十一 事務員
- 十二 送迎バス運転手
- 十三 送迎バス添乗員

【認定事業者等向け】

（教育保育等従事者）

第〇条 当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第6項に規定する教育保育等従事者に該当するものとする。ただし、第四号及び第五号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。

- 一 教室長
- 二 事務部長
- 三 講師
- 四 事務員
- 五 警備員

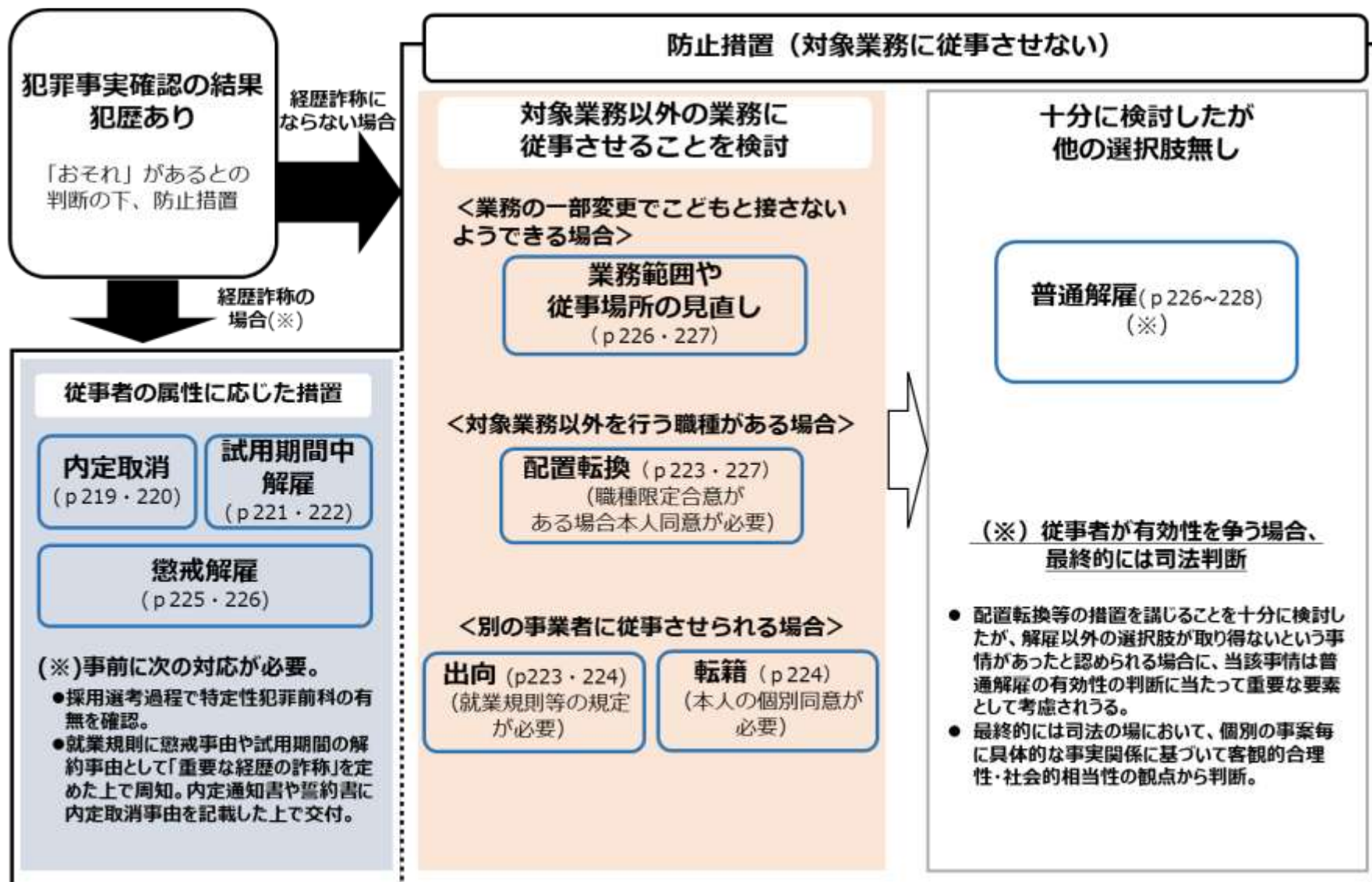
就業規則の参考例（附則）

- 就業規則の規定例は、法の施行前の段階から施行・適用することが想定される。
- 法の施行前の段階から施行・適用することに鑑み、上記の点についてトラブルが生じないよう、明確化の観点から、就業規則の附則において、新規制定又は改定に係る就業規則の施行日を定めるとともに、法の施行前であっても適用されるものとする旨を定める（GL別紙5「6.附則」）。

（附則）

- 1 この就業規則は、令和○年○月○日に施行する。
- 2 この就業規則は、こども性暴力防止法の施行前であっても適用されるものとする。

特定性犯罪事実該当者について防止措置を講じる場合の対応 (ガイドラインP229。図中のページ番号はガイドラインの関係箇所)



●上掲の措置を講じるまでに一定期間を要する場合、暫定的な対応として、自宅待機命令による自宅待機等により対象業務に従事させないことが必要。(p228)

こども性暴力防止法に基づく防止措置と労働法制等を踏まえた留意点に関する解説動画・資料

こども性暴力防止法に基づく 防止措置と 労働法制等を踏まえた留意点

こども性暴力防止法アドバイザー
荻原 大亮（TMI総合法律事務所 弁護士）

こどもまんなか
こども家庭庁



1. はじめに

2. 防止措置の概要

- ・ 防止措置とは
- ・ 児童対象性暴力等の「おそれ」の内容・考え方と防止措置の内容
- ・ 児童対象性暴力等の「おそれ」の判断プロセス

3. 労働法制等を踏まえた留意点

- ・ 内定取消し（新規採用者）
- ・ 試用期間中の解約（新規採用者）
- ・ 配置転換
- ・ 出向・転籍
- ・ 普通解雇など
- ・ 懲戒処分
- ・ 自宅待機命令

4. 労働法制等に沿った具体的な対応

- ・ 犯罪事実確認による特定性犯罪前科があった場合
- ・ 児童等・保護者からの被害申し出や児童対象性暴力等・不適切な行為の発生の場合
- ・ 事業者があらかじめ行うべきと考えられる事項

5. 弁護士による対象事業者へのサポートの必要性



事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。

日ごろから取り組むこと

- 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- **新たに開発するシステム（こまもろうシステム）でのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。



情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。



情報管理規程

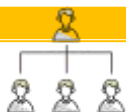
- 事業者は、①**基本的事項**、②**組織的情報管理措置**、③**人的情報管理措置**、④**物理的情報管理措置**、⑤**技術的情報管理措置**の内容を含む情報管理規程を策定し、遵守しなければならない。
- 情報管理規程には、①犯罪事実確認を通じて得た情報を閲覧するのが、事業者内の責任者一人か、複数名か、②専用システム（こまもろうシステム）以外にも犯罪事実確認記録等を記録・保存するか という情報管理の方法により、3つのひな型がある。
 - ひな型①：責任者一人のみが、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型②：責任者を含む**複数名**が、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型③：責任者を含む**複数名**が、犯罪事実確認記録等を通じて、従事者の犯歴情報を確認し、専用システム以外にも**記録・保存等を行う**場合

①基本的事項(情報管理措置の7つの基本原則)

- 犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とすること
- 犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避けること
- やむを得ず記録・保存する場合には、リスクに応じた情報管理措置を行うこと
- 情報機器の種類、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じること
- 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと
- 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織的に点検・改善を実施すること
- 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守すること

②組織的情報管理措置

- 組織体制の整備
- 情報管理規程に基づく運用
- 漏えい等の事案に対応する体制の整備 等



③人的情報管理措置

- 従事者の研修・訓練 等



④物理的情報管理措置

- 犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 等



⑤技術的情報管理措置

- アクセス制御
- 外部からの不正アクセス等の防止 等



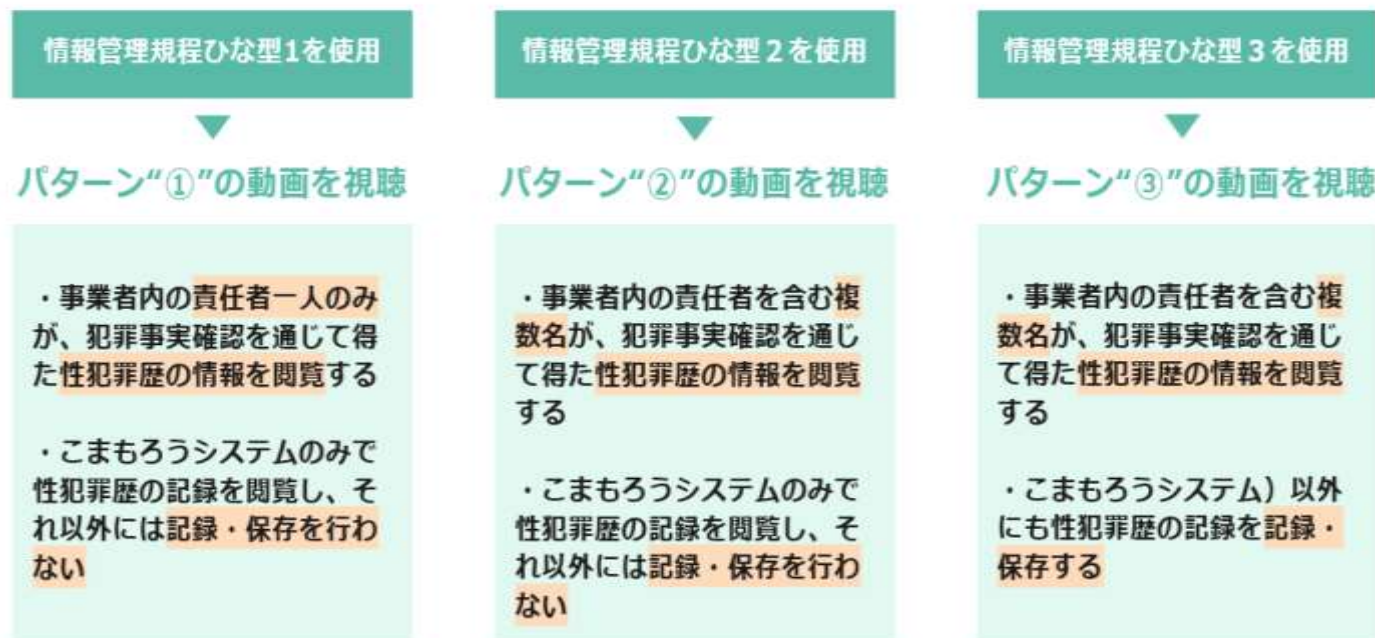
情報管理措置の2つの水準

組織的・人的・物理的・技術的情報管理措置については、具体的な措置の内容に2つの水準を設け、可能な限り「標準的措置」を満たすようにしなければならない

ア 標準的措置（実施困難等の事由がない限り実施されるべき基本的水準）

イ 最低限求められる措置（全ての事業者に施設・事業単位で満たすよう求める水準）

ガイドライン別紙の情報管理規程の3つのひな型ごとに、法で事業者に求められる措置を確実にかつ円滑に実施していただくため、その意義や具体的方法、留意点などをまとめた動画を公開している。パターン1～3のうちどの動画を視聴するかは次の図のとおり（詳細は動画視聴のための手引きを参照。）。



解説動画・手引きはこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法に関する解説動画・資料」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya>



ひな型①

責任者一人・システム内で管理する場合

【事業者における責任者一人(理事長、人事担当部長等)のみが、こども性暴力防止法関連システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では犯罪事実確認記録等の記録・保存等を行わない場合】⁴⁾

※ 本ひな型は最低限求められる措置をベースに記載している。各事業者は、別紙1の標準的措置の考え方を十分理解した上で、その実情に合わせて本ひな型を適宜変更した上で活用されたい。⁴⁾
 ※ 法関連システムとは、こども性暴力防止法(以下「法」という)の運用のために、こども家庭庁で新たに開発するシステムをいう。⁴⁾

第1章 総論⁴⁾

(1) 基本的事項⁴⁾

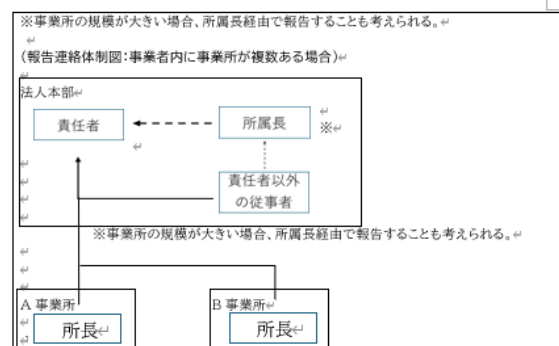
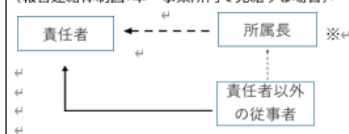
- 責任者は犯罪事実確認書の取扱いに関する基本方針を、次のとおり定める。⁴⁾
 - 犯罪事実確認書の取扱者は責任者1名のみとする⁴⁾
 - 犯罪事実確認書の記載内容について、別に記録・保存を行わない⁴⁾
 - 情報機器の種類や環境、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じる⁴⁾
 - 犯罪事実確認書の取扱いの手順に応じて必要な対応を行う⁴⁾
 - 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織として点検・改善を実施する⁴⁾
 - 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守する⁴⁾

第2章 組織的情報管理措置⁴⁾

(1) 組織体制の整備⁴⁾

- 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者(以下「責任者」という。)を設置し、●●長をもって充てる。⁴⁾
- 責任者は、犯罪事実確認書の管理に関する事務を総括するとともに、自ら本規程に定められた事項を遵守し、かつ従事者に遵守させるために、本規程に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。⁴⁾
- 責任者以外の従事者が犯罪事実確認書の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合は、責任者に報告連絡する。⁴⁾
- 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、こども家庭庁の対応マニュアルに基づき対応する。また、その対応を行うための体制を整備する。⁴⁾
- 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制及び法や情報管理規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制を次のように定める。⁴⁾

(報告連絡体制図:単一事業所内で完結する場合)⁴⁾



- 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者の任務と責任を次のように定める。⁴⁾

任務 ⁴⁾	責任 ⁴⁾
- 法人全体の犯罪事実確認書の申請事務取りまとめ・閲覧⁴⁾ - 法関連システムのID管理⁴⁾	- 法人全体の犯罪事実確認書の情報管理措置⁴⁾ - 法関連システムのID管理⁴⁾

(2) 点検等⁴⁾

- 責任者は、法や情報管理規程の遵守状況につき、定期的に自己点検又は他部署等による監査を行う。⁴⁾
- 自己点検の際、責任者は取扱いの不備、情報漏えいの発生危険性、改善すべき点等について、見直し及び改善に取り組むとともに、必要に応じて規程を変更する。⁴⁾

第3章 人的情報管理措置⁴⁾

(1) 研修・訓練等⁴⁾

- 責任者は、犯罪事実確認書の取扱いに関する次の内容について、着任時及び定期的に研修等を受講する。⁴⁾
 - 犯罪事実確認書の管理の重要性⁴⁾
 - 情報管理措置の基本原則及び具体的措置⁴⁾
 - 法違反、漏えい等の事実又は兆候を把握した場合の対応⁴⁾
 - 関係法令や事業者内規程等の変更があった場合にはその内容⁴⁾
 - 禁止事項と罰則⁴⁾
- 責任者は、犯罪事実確認書の取扱い、法違反、漏えい等の事実又は兆候を把握した場合の対応について、従事者に対し、着任時に研修等を行う。⁴⁾
- 犯罪事実確認書の秘密保持、情報管理規程は次のとおり。⁴⁾
 - 就業規則第●条 ……⁴⁾

情報管理規程ひな型はこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



法人本部と事業所の役割分担の例

※ 情報管理規程ひな型より抜粋

部署・役割名	任務分担	責任
法人本部 ・責任者／担当者	- 法人全体の犯罪事実確認書の申請事務取りまとめ・閲覧 - 法関連システムの ID 発行事務・管理 - 犯罪事実確認記録等の管理体制の整備・利害関係者への伝達	- 法人全体の犯罪事実確認書の情報管理措置 - 法関連システムの ID 発行事務・管理 - 犯罪事実確認記録等の管理体制の整備・利害関係者への伝達
A 事業所 ・責任者	- A 事業所の従事者の犯罪事実確認書の閲覧、法関連システムの利用 - 法関連システムの ID 管理	- A 事業所の従事者に関する犯罪事実確認書の情報管理措置 - 法関連システムの ID 管理

Q 規模の大きな事業者では、「人事管理システム」上で、犯罪事実確認書に記載する情報を記録・管理することが必要となることが想定されますが、施行日までに「人事管理システム」を改修する必要がありますか。

A

法においては、ご指摘のような（こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）外である）「人事管理システム」上で、犯罪事実確認記録等を記録・管理することを求めています。

犯罪事実確認記録については、情報漏えい等の防止の観点から、こまもろうシステム内でのみ閲覧いただくことを原則としています。

一方で、業務上やむを得ない場合には、適切な情報管理措置を実施にした上で、こまもろうシステム外で運用いただくことも可能としていますので、求められる情報管理措置と現在のシステムの仕様をご確認の上、改修等の要否をご検討ください。

Q こども性暴力防止法関連システム（こまろうシステム）を使用する情報機器は、専用端末の使用を推奨する旨の記載がありますが、これは官民間問わず同じ扱いですか。

A 事業者が使用する情報機器は、私用端末の使用は認められず、業務用端末を用いることが求められます。また、業務用端末の中でも、特に専用端末の使用が推奨されます。

この取扱いは、官公庁・民間問わず、同様です。

Q 従事者の端末やネットワークについては、制限がありますか。従事者個人の端末やネットワークからでもアカウント登録や戸籍情報の登録などの手続きが可能なのか、決められた（登録された）端末やネットワークからの登録のみなのか、どちらですか。

A 従事者の端末及びネットワークについては、特段の制限はありません。

今後の法施行までのスケジュールについて



令和7(2025) 10月 11月 12月 令和8(2026) 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

▲ 中間とりまとめ公表

▲ ガイドライン策定

▲ 研修教材・QA
公表

▲ 事務手続
マニュアル(素案)

▲ 法施行
(12月25日)

国における対応
(関係府省庁で
協力して実施)

有識者検討会
での残論点の検討

マニュアル・
研修教材の作成

周知・広報

- ・ 全国説明会の開催
- ・ 国民・事業者向けの普及・啓発動画の周知
- ・ ポスター・リーフレット等の作成・周知
- 周知・啓発イベントの開催 等

周知・広報

システム開発

<事業者における準備事項>

犯罪事実確認
防止措置

- ・ 制度開始についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）
- ・ 対象従事者の範囲の検討・確定
- ・ 採用過程での性犯罪前科の事前確認
- ・ 性暴力、不適切な行為等の範囲の検討、服務規律への位置付け 等

・ 義務対象事業者のシステム一括登録準備（GビズID取得など）

安全確保措置
等

- ・ 環境・体制整備（相談窓口設置、研修、規程の整備等）
- ・ 認定申請の準備 等

こども性暴力防止法施行（12月25日）に向けた 義務事業者用準備ガイド

- 義務事業者が12月25日の施行までに**最低限実施すべき事項**をまとめたもの。
この資料も活用して、必要な準備を早期に進めてください。

こどもをまもろう みんなでまもろう



こども性暴力防止法施行（12月25日）に向けた
義務事業者用準備ガイド Ver.1.0

この資料は義務事業者が12月25日の施行までに最低限実施すべき事項をまとめたものです。この資料も活用して、必要な準備を早期に進めてください。

こどもまんなか
こども家庭庁
支援局 参事官
(こども性暴力防止担当)

施行ガイドはこちらから

こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



Q こども性暴力防止法の施行に向けて、**義務対象事業者**が対応すべきことを教えてください。

A 法施行（令和8（2026）年12月25日）までの最低限の準備として、以下の事項について対応が必要です。

一定の時間を要する事項もあり、早めに準備を進めてください。

1 制度についての従事者等への周知

2 犯罪事実確認・防止措置関係

① 不適切な行為の範囲の検討・確定

※「不適切な行為の範囲」については、従事者とコミュニケーションを図りながら検討しましょう。

② 対象業務従事者の範囲の検討・確定

③ 就業規則等の見直し（※不適切な行為の範囲、懲戒事由等）

④ 採用募集要項等の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認

3 安全確保措置の実施のための体制整備

① 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

② 相談体制整備（相談窓口設置・周知等）

③ 従事者向け研修の計画策定・実施

4 情報管理措置

① 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

! 上記以外にも準備が望ましい事項についてお示ししているところです。
ガイドライン等を参照の上、更なる対応の検討をお願いします。



法施行までに対応すべき事項に関するチェックリスト

- ☐ 1 制度についての従事者等への周知
- ☐ 2 犯罪事実確認・防止措置関係
 - ☐ ① 不適切な行為の範囲の検討・確定
 - ☐ ② 対象業務従事者の範囲の検討・確定
 - ☐ ③ 就業規則等の見直し
 - ☐ ④ 採用募集要項の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認
- ☐ 3 安全確保措置の実施のための体制整備
 - ☐ ① 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
 - ☐ ② 相談体制の整備（相談窓口設置・周知等）
 - ☐ ③ 従事者向け研修の計画策定・実施
- ☐ 4 情報管理措置
 - ☐ ① 情報管理規程の作成、規定に沿った情報管理体制の整備

○ 法令に基づく措置の取組状況について、施行後は**年に1回こども家庭庁に対する定期報告**を行う必要があります。併せて、**各業法に基づく指導監査においても、取組状況について確認を行う**こととなります。

仮に定期報告や指導監査の中で、法令に基づく措置が適切に行われていないことが分かった場合には、**▲違反事業者の公表**や必要に応じて**報告徴収**や**是正命令**、**認可の取消し等**を行うこととなる他、**刑罰（拘禁刑・罰金刑）**が科されることがあります。

⇒ 施行後、法令に基づく措置を円滑に実施するためにも、**現段階からの準備をお願いします。**

- こども性暴力防止法は本年12月25日施行であり、施行まで半年を切りました。施行に向けて、準備を加速する必要があります。学校、保育所等の義務対象事業について、施行後、法令に基づく措置を適切に実施するため、早期の対応をいただくとともに、以下の事項についても対応の検討をお願いします。

（管内全体の準備のサポート）

- 例えば法に基づく研修について、各地方公共団体において企画し、公立の施設の従事者だけでなく、民間の事業者で働く従事者に参加を呼びかける等、民間の事業者含め管内全体の準備が円滑に進むようにご支援をお願いします。
- また、法は児童が利用する幅広い施設が対象であり、公立の施設の従事者の人事・労務管理や、犯罪事実確認に関して戸籍事務も関係するなど、地方公共団体内でも広く所管がまたがるところ、例えば、法の施行に向けてこうした関係部局を横断するチームを設置するなど、関係者間の連携を強化し、管内全体の準備が円滑に進むような体制整備もお願いします。

（条例改正の検討）

- 監督等に関し、対象となる各事業の運営等基準を改正しているため（※）、これらの基準に従い定める各地方公共団体の条例についても、改正の検討をお願いします。

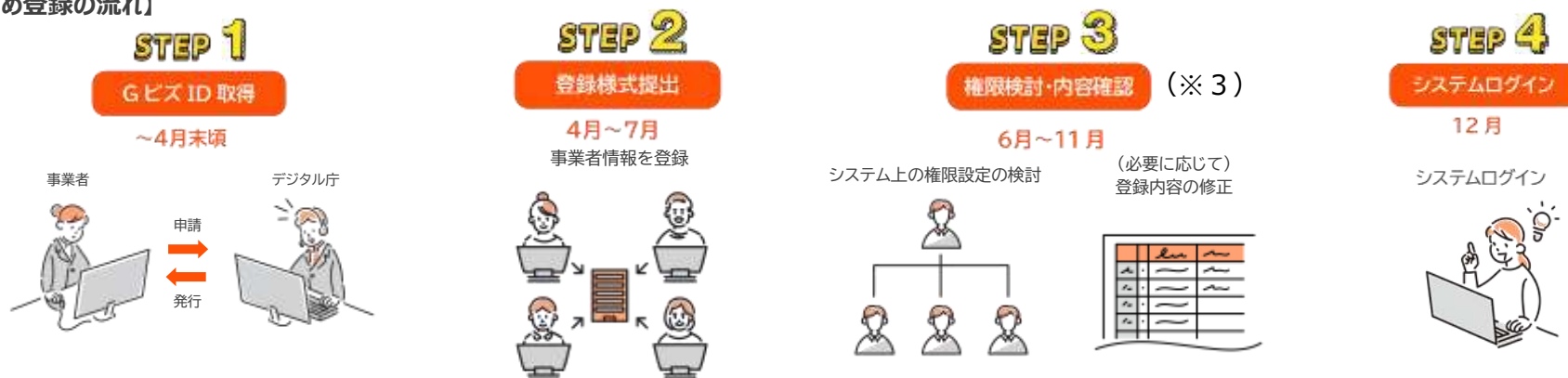
（※）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）附則第7条から第11条まで

- こどもへの性暴力根絶に向け、国として最大限支援してまいります。各地方公共団体においても、積極的な取組をお願いします。

事業者アカウントまとめ登録の状況

- 学校設置者等（義務対象事業者）は、登録漏れや登録情報の誤りを防ぐ観点から、所轄庁を通じて事業者情報をとりまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウントの発行を実施。
- 学校設置者等は、令和8年4月末頃までにGビズIDを取得した上で、令和8年4月から7月の指定期間中（※1）に、こども家庭庁にGビズIDを含む事業者情報を事前登録することが必要。
- 学校設置者等からこども家庭庁への事業者情報の提出率は99%（8月20日時点・推計値）（※2）。

【まとめ登録の流れ】



【まとめ登録の提出期限と提出状況】

登録とりまとめ担当	登録対象施設・事業所	提出期限	提出率（8月20日時点・推計値）（※2）
中央省庁、公立大学法人設立団体	学校関係、児童福祉関係、障害児関係	2026年5月末	100%
都道府県、都道府県教育委員会	学校関係、認定こども園関係	2026年6月末	100%
都道府県	児童福祉関係、障害児関係	2026年7月末（※1）	99%

- ※1 一部の学校設置者等においてGビズIDの取得が遅れている等の状況を踏まえ、7月末までに事業者情報の登録が間に合わなかった施設・事業所については、8月25日（火）まで提出期限を延長している。
[「こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等の事業者情報の一括登録（まとめ登録）提出期限延長について（周知）」（令和8年7月29日付けこ支第85号）](#)
- ※2 提出率の分母は、第11回こども性暴力防止施行準備検討会（令和7年12月22日開催）の参考資料3 [「学校設置者等及び民間教育保育等事業者の事業者、従事者の概数について」](#)の事業所数（推計値）であり、実際の施設・事業所数と完全には一致しないことに留意。
- ※3 現在提出いただいたデータをこども家庭庁や委託事業者において精査中。必要に応じて学校設置者等にメールや電話で個別の確認なども行っている状況。

GビズID（法人共通認証基盤）の概要

- GビズIDは、事業者（法人、個人事業主）が1つのアカウントで国や地方公共団体等の250近いウェブサイトログインできる認証サービスです。2019年2月から提供を開始しました。



↑ GビズIDの概要を
まとめたウェブサイト

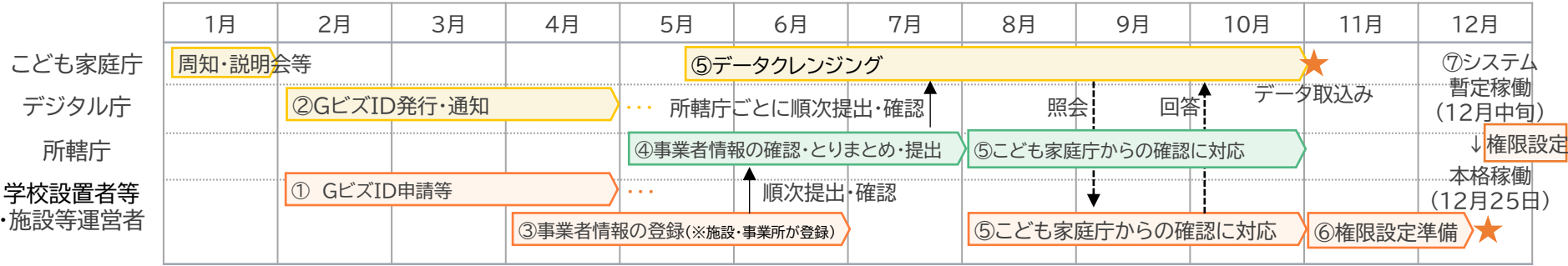
- 1 1つのIDで複数の行政手続に認証(ログイン)できる**
これまでは電子証明書や、登記事項証明の写し等バラバラな本人確認手法だったのを共通のログインシステムで標準化
- 2 マイナンバーカードによる本人確認で手続毎の存在確認書類が不要に**
これまでは手続ごとに存在確認書類（登記事項証明書等）を取り寄せていたものが不要に
- 3 GビズIDプライムでは2要素認証を通じてセキュリティにも配慮**
ID/Passwordに加えて、スマホでのアプリによる端末認証を通じて、安全にログインできる環境を実現



こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録までの流れ(イメージ)

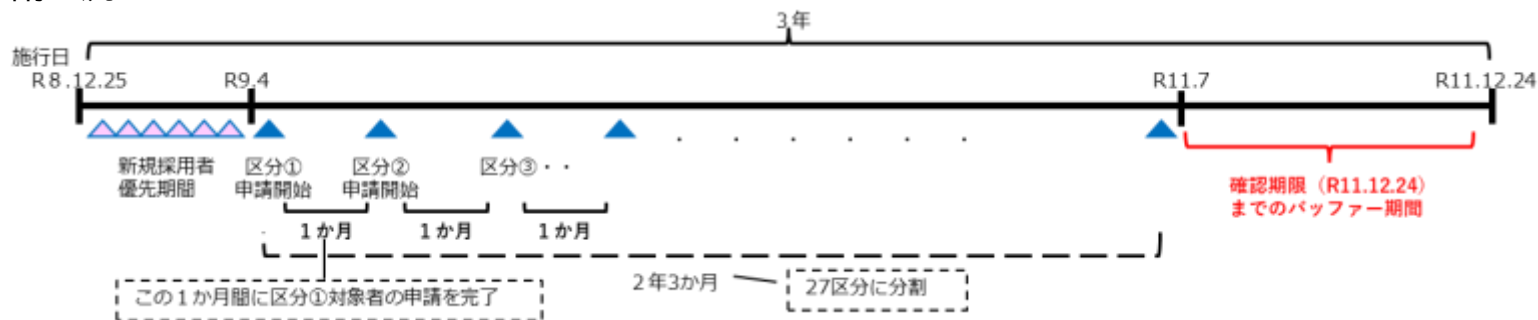
○ 新システムを通じたアカウント登録までの手続・期間は、次のような流れを想定(調整中の内容を含む)。

- ① **【学校設置者等・施設等運営者】GビズIDの申請等(～4月末頃まで:約3か月)**
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者が、個別にGビズID(プライム)を申請
 - ・ GビズID(プライム)発行後、各事業者は、必要に応じてGビズID(第一管理者)を登録
 - ※ プライム取得後、「③事業者情報の登録」までに、プライム・第一管理者の異動が生じた場合は登録を更新
- ② **【デジタル庁】GビズIDの発行**
 - ・ デジタル庁において、申請されたGビズID(プライム、第一管理者)を発行
- ③ **【学校設置者等・施設等運営者(※施設・事業所が登録)】事業者情報の登録(4月～6月:約3か月)**
 - ・ 施設・事業所が、学校設置者等・施設等運営者の情報を含め、事業者情報(GビズIDを含む)を所轄庁に登録
 - ・ 所轄庁の方針に従い、4・5月中も登録可能
 - ※ 登録様式(エクセル/フォーム)や、学校設置者等が新設された場合等の情報更新の方法等については別途検討
- ④ **【所轄庁】事業者情報の確認・とりまとめ・提出(5月～7月:約3か月)**
 - ・ 学校設置者等の登録情報に不備がないかの確認を行い、とりまとめた段階で、こども家庭庁に提出(※)
 - ・ 所轄庁ごとに締切りを前倒しするなどし、情報が早めにとりまとめられ、締切り以前であっても提出可能(こども家庭庁への提出締切りは厳守)
 - ※ 提出に当たっては、所轄庁から「登録とりまとめ」担当に提出し、「登録とりまとめ」担当からこども家庭庁に提出する。
- ⑤ **【こども家庭庁】データクレンジング→システムへのデータ取込み(5月中旬～10月:約5か月半)**
 - ・ 提出された事業者情報を精査 → 所轄庁を通じて学校設置者等に情報の確認 → 情報の確定(システムへの取込み)
- ⑥ **【学校設置者等・施設等運営者】権限設定準備(11月～12月上旬:約1か月半)**
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、事務等を行う従事者ごとに、いずれの権限(犯歴確認ができる者等)を設定するか検討
- ⑦ **【学校設置者等・施設等運営者】権限設定(12月中旬にシステム暫定稼働) → 犯罪事実確認書の交付申請等(施行日(12月25日)にシステム本格稼働)**
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、システム(暫定稼働)上で権限設定 → 施行日(12月25日)からシステム上で犯罪事実確認書の交付申請が可能に



- 施行時現職者の犯罪事実確認(約280万人)が、法定期限(施行後3年以内:令和11年12月24日)までに終わられるよう、犯罪事実確認書の交付申請時期を分散
- 母数の大きい公立学校については、各都道府県教委・市町村教委において、各学校の対象従事者数を把握し、各教委ごとに分散方法を決定(例:採用年次、学校単位、学校種別 等)
- それ以外の施設・事業(私立学校、児童福祉施設等)については、各都道府県を27区分(27か月)に割り振り、学校設置者等は、所在する都道府県の申請対象月に犯罪事実確認書の交付申請を実施
- 割り当てられた申請対象月の1か月での申請が難しい場合は、その前後1か月を含め、最大3か月の間に申請
- 所轄庁は期限までに犯罪事実確認が完了するよう、進捗管理

<分散申請の流れのイメージ>



よくある質問（Q&A）

絶対に知っておいていただきたいこと① 犯罪事実確認を実施するタイミングについて

- 施行日の前日（2026年12月24日）までの内定者及び施行時点で対象業務に従事している者については、施行時現職者となり、分散申請（2027年4月以降）のタイミングでの犯罪事実確認の実施となります。
- 施行日（2026年12月25日）以降の内定者については、対象業務に従事するまでに犯罪事実確認を完了する必要があるため、標準処理期間の最長期間（日本国籍の場合、1か月）を踏まえ速やかに犯罪事実確認の手続を行ってください。犯罪事実確認について、たとえ本人の同意があったとしても、内定より前などのタイミングで行うことはできません。犯罪事実確認を行うタイミングは、こどもと接する業務につくことが決まったときです。（内定時、異動の内示時など）
- 人事異動で3要件を満たさない職務から3要件を満たす職務へ異動する可能性もあることをもって、予め犯罪事実確認を行うことはできません。（法の対象事業の対象業務に将来的に勤める可能性があることをもって、犯罪事実確認の対象とすることはできません。）

絶対に知っておいていただきたいこと②

委託先・派遣元がある場合の犯罪事実確認の実施者

- 業務の一部を外部委託している場合や派遣元から派遣されている方が担っている場合に、犯罪事実確認等の措置を行う義務を負うのは**委託元や派遣先（事業の実施者）**になります。**委託先や派遣元の事業者が犯罪事実確認を行うことはできません**。また、業務の一部を委託している場合に、犯罪事実確認書の閲覧権限を委託先の事業者に付与して、犯歴照会させることはできません。
 - ※ 共同認定の場合は、犯罪事実確認を役割分担の下、民間教育保育等事業者と事業運営者、それぞれで行うことは可能です。
- また犯罪事実確認の結果を**委託先や派遣元の事業者に伝えることはできません**。児童対象性暴力等のおそれがある事実を委託先や派遣元に対して伝え、必要な対応を依頼してください。
 - ※ 犯罪事実確認の結果、過去の性犯罪歴があり、配置転換等を行った場合にも、**保護者等への説明や他の教員等にその理由として、性犯罪歴があったことを伝えてはいけません**。
 - ※ 教育委員会が犯罪事実確認を行った場合、知事部局に対しても犯罪事実確認記録等は共有できません。

Q

学校の水泳授業を民間のスポーツクラブに委託しています。受託者の従業員についても、学校側（教育委員会や学校法人）が、犯罪事実確認をしなければいけないのでしょうか。また、保育園での体操や英語指導のために、週1回、外部の事業者から派遣されている指導者については、誰が犯罪事実確認を行いますか。



A

いずれも、学校や保育園が、自らの事業として（カリキュラムの一部としてなど）実施する場合は、その指導者が外部の方（委託先・派遣労働者）であっても、学校や保育園の側で犯罪事実確認を行うことが必要となります。

一方、学校や保育所の施設を利用する場合であっても、場所を貸しているだけなどにとどまり、学校や保育所の事業とは全く別に、こどもへのサービス（英会話、体操教室など）が提供されるものである場合には、そのサービスの実施主体である事業者が犯罪事実確認を行う必要があります。

絶対に知っておいていただきたいこと③ 研修の実施について

- 研修は施行前に現にこどもと接する業務で働いていらっしゃる方は、施行日（12月25日）までに、それより後でその業務につく方はこどもと接する業務に従事するまでに受講していただく必要があります。
- 原則として、標準研修の受講が必要ですが、不定期・短期間で従事する者等、標準研修の受講が直ちに困難である者については、要点研修を受講することが可能です。
- 研修は事業者が従事者に必ず受講させる必要があるものですので、研修時間は労働時間に含まれます。
- 派遣や委託関係により対象業務に従事する者についても、研修を受けさせる義務は学校設置者等や認定事業者等にあるため、研修を受講させる必要があります。（研修の実施主体については問われませんが、自ら研修を実施しない場合であっても、従事者が研修を受講したことを確認する必要があります。）
- 学校設置者等が行う安全確保措置（研修を含む）の監督等は所轄庁が行うこととなっており、具体的な監督等の方法やこれに必要な定期報告の内容については、各所轄庁においてご検討をいただくこととなっています。

Q バスの運転手など
「職種の一部が対象になり得るもの」については、
犯罪事実確認などの対象になるか否かを
事業者が判断するとのことですが、
その判断の基準は、どのように考えればよいでしょうか。

A その従事者の業務が、支配性・継続性・閉鎖性
の3要件すべてを満たす場合は、対象となります。
各事業者の業務の実態に応じて判断してください。



p.48~50では、ガイドラインで示している3要件の
考え方や、対象となる場合／ならない場合の具体
例を掲載していますので、参考にしてください。

Q ボランティアやスポットワークなど、
従事期間が短い従事者については、犯罪事実
確認をする必要がありますか。
また、何度か働くことが想定される従事者に対し
て、毎回犯罪事実確認をする必要がありますか。



A 対象となる業務に従事する場合には、契約の形態
や従事期間にかかわらず、犯罪事実確認が必要に
なります（ボランティア、スポットワークなども対象）。
一定の期間内（最長6か月）に再度対象業務に
従事する可能性がある旨の書面を取り交わしている
場合は、毎回の犯罪事実確認をする必要はありま
せん。（書面様式は、ガイドラインをご参照くださ
い。）

Q 手数料は3万円とのことですが、
更新はありますか。
また、犯罪事実確認のたびに費用は発生しますか。



A 認定は更新制ではありませんので、一度認定を取得すれば、それ以降は手数料はかかりません。

ただし、手数料は、1事業の認定申請ごと（例えば、放課後児童クラブとスポーツクラブを別事業として運営している場合には、それぞれ）に、支払いが必要です。

1事業者単位、1事業所単位での手数料ではありませんのでご注意ください。

また、犯罪事実確認には、手数料は不要です。

Q 犯罪事実確認を行うには、日本国籍の場合 2 ～ 4 週間、外国籍の場合 1 ～ 2 か月程度の期間がかかるのですが、どうしても従事開始までに間に合わない場合は、どうすればいいですか。



A こどもの安全を守るため、こどもと接する業務に従事する前に、犯罪事実確認を行うことが必要です。

このため、法律の施行日以降は、この期限を十分に踏まえた採用活動をお願いします。

ただし、急な欠員など、ガイドラインに記載のやむを得ない事情がある場合に限り、例外的に、従事してから 3 か月（一部の場合は 6 か月）以内に確認を行うことができる「いとま特例」が適用されます。

いとま特例が適用される場合は、犯罪事実確認が終わるまで、その従事者をこどもと一対一にさせないなどの対応が必要です。

Q 犯罪事実確認に当たり必要となる、従事者の戸籍情報の取得について教えて欲しい。



A 従事者の手続は、「こまもろシステム」を通じて実施していただきます。原則として、システムへのアカウント登録やログインにはマイナンバーカードを使用していただき、犯罪事実確認に必要な戸籍も、原則としてマイナンバーカードで取得していただきます。

ただし、戸籍（除籍）の電子化状況により、マイナンバーカードで取得できないことがあります。その際は、市町村の窓口で、「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」と「戸籍（除籍）謄本」の両方を取得していただきます。

よくある質問

有期雇用契約者の継続と犯罪事実確認の適用について

Q 施行時現職者は令和 9（2027）年 4 月以降に順次犯罪事実確認を行うこととなっていますが、会計年度職員やインターンシップ等の従事者で、法の施行（令和 8（2026）年 12 月 25 日）時点で従事しているものの令和 9（2027）年 3 月に従事期間を終えることが分かっている者についても、それまでに犯罪事実確認を行う必要はないという理解でよいですか。また、同年 4 月以降も再任用する場合やインターンシップを継続する場合はいつ犯罪事実確認を行うこととなりますか。

A 施行時現職者について、犯罪事実確認の実施前に対象業務に従事しなくなることが分かっている場合は、実施時期を前倒して犯罪事実確認を行う必要はありません。再任用も含め 4 月以降も従事を継続する場合には、施行時現職者として同月以降に犯罪事実確認を実施することとなります。

Q 1 年間の任期で講師を任用し、任期終了後再任用する場合には、再任用の際に犯罪事実確認が必要になりますか。

A 雇用期間等の終了後も対象業務への従事を継続することが、新たな雇用契約書等の客観性を有する書面等に基づきあらかじめ取り決められている場合（会計年度任用職員等の場合は、任期の終了後、再度、対象業務に従事する職に任用される場合）は、こども性暴力防止法第 38 条第 2 項の「離職」に該当しないこととしており、改めて犯罪事実確認を行う必要はありません。

よくある質問 複数の事業を一体的に行っている場合

Q 義務対象事業を運営しながら、認定対象事業も行っています（例：児童館と放課後児童クラブ、認可保育所と一時預かり・病児保育）。この場合、認定を受ける必要はありますか。

A 義務対象事業を運営している事業者が、その事業に付随する認定対象事業を、一体的に行っている場合は、認定対象事業の従事者についても義務対象事業の従事者として犯罪事実確認を行うことができることとしており、必ずしも認定を取得する必要はありません。

ただし、事業運営や人事管理を一体的に行っている必要がありますので、詳細についてはガイドラインⅢ.5「同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い」をご参照ください

(参考) ガイドラインの関連部分抜粋

次の①から⑥までに掲げる要件を満たす場合は、義務対象事業及び認定対象事業が一体的に運営されているものとする。

- ① 同一事業者により、両事業が運営されていること
- ② 従事者の数、児童等の数、事業予算等の観点から、義務対象事業が主たる事業（又は認定対象事業と同規模の事業）であること
- ③ 両事業において、統一の方針に基づき、共通かつ適切な安全確保措置（犯罪事実確認及び防止措置を含む。）及び情報管理措置がなされること
- ④ 事業者として両事業の職員の勤務体系、勤務内容等の職員管理を一元的に実施していること
- ⑤ 認定対象事業の教育保育等従事者（責任者を含む。）が、義務対象事業に従事し得ること（同一の人事部門により両事業のシフト管理がなされているなど）
- ⑥ 両事業で事業所が分かれている場合も、①両事業において、統一した方針に基づく安全確保措置等の指示、管理等を行う上で支障がなく、また、②職員の融通が可能であるという観点から、原則同一敷地内に両事業所が存在すること

よくある質問 事業が指定管理で運営されている場合

Q 指定管理者制度により地方公共団体が指定した事業者が義務対象の施設を運営している場合、こども性暴力防止法に基づく措置は、地方公共団体と指定を受けている事業者のどちらが行うことになりますか。

A

(答) お尋ねの場合、指定を受けている事業者は施設等運営者に該当し、学校設置者等である地方公共団体と役割分担をして、こども性暴力防止法に基づく各種措置を行う必要があります。役割分担の例については、ガイドラインX. 1 (2)「学校設置者等と施設等運営者の役割分担」をご参照ください。

(参考) ガイドラインの関連部分抜粋

(2) 学校設置者等と施設等運営者の役割分担

○ 施設等運営者がある場合、法に基づく義務について、学校設置者等及び施設等運営者が共同して履行する（法第 10 条）。学校設置者等及び施設等運営者の役割分担の一例は次の表に掲げるとおり（民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同認定を受けた場合の役割分担については「IV. 3. (4) ウ 民間教育保育等事業者及び事業運営者の役割分担についての記載事項及び資料」参照）

学校設置者等及び施設等運営者の役割分担例（※１）

措置の内容	学校設置者等	施設等運営者
犯罪事実確認	学校設置者等が雇用等する者について実施	施設等運営者が雇用等する者について実施
犯罪事実確認記録の情報提供	学校設置者等が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で施設等運営者に提供	施設等運営者が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で学校設置者等に提供（※２）
防止措置	学校設置者等が雇用等する者について、人事権に基づいた措置（配置転換等）を実施 ※ 施設等運営者が雇用等する者について、悪質な児童対象性暴力等があった場合などは、児童対象性暴力等の防止に最終的な責任を負う立場から、適切な措置を講じるよう指示	- 学校設置者等が雇用等する者について、現場の服務監督権に基づいた措置（こどもと一対一にさせないなど）を実施 - 施設等運営者が雇用等する者について、人事権・現場の管理監督権に基づいた措置を実施
その他の安全確保措置	あらかじめ両者の役割分担を定めておき（※３）、学校設置者等・施設等運営者が連携して実施	
情報管理措置	それぞれが保有する犯罪事実確認記録等について管理（情報管理規程に両者の役割分担を記載（規則第12条第3項））（※４） 情報管理規程に定める役割分担を変更する場合には、変更点について、変更届で報告（規則第12条第6項）	
定期報告等	一方が作成し、他方が確認を行った後に提出（規則第16条第5項）	

※１ あくまで一例であり、指定管理に係る協定や個々の委託契約上の役割分担に即して、決定することが可能。

※２ 学校設置者等が、施設等運営者が雇用等する者に対して、「特定性犯罪事実該当者であること」をもって防止措置を講じることは基本的に想定されないことから、施設等運営者から学校設置者等への犯罪事実確認記録の提供は行わない。

※３ 対応の例

- 早期把握・相談については、児童等に近い施設等運営者が一義的に行い、学校設置者等は報告があった場合に施設等運営者と共に対応検討（必要に応じ自ら早期把握・相談を実施）
- 調査、保護・支援については、施設等運営者が初動対応を行い、学校設置者等は他施設も含めた再発防止や、児童等の中長期的なサポートの観点からの対応

※４ 防止措置を実施するに当たり、どちらかの事業者内で措置が完結する場合には、不必要に情報を共有しない。

Q 準備を進めるにあたって、迷うことがあった場合はどこに相談をすればよいですか。



A 今年の4月より、専用のお問い合わせフォームを設けておりますので、そちらにご相談ください。
<https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898>

また、コールセンターも設置しておりますので、そちらもご活用ください。

専用ダイヤル：03-5357-1146

（受付時間：平日9時から17時まで（年末年始を除く））